

令和元年第3回弥彦村議会（6月）定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月7日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊	富之	さん	2番	古川	七郎	さん
3番	那須	裕美子	さん	4番	丸山	浩	さん
5番	板倉	恵一	さん	6番	柏木	文男	さん
7番	小熊	正	さん	8番	武石	雅之	さん
9番	本多	隆峰	さん	10番	安達	丈夫	さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林	豊彦	さん	教育長	林	順一	さん
政策 統括官	山岸	喜一	さん	総務課長	志田	馨	さん
税務課長	小森	順一	さん	住民課長	伊藤	和恵	さん
福祉保健 課長	小林	健仁	さん	農業振興 課長	丸山	栄一	さん
観光商工 課長	高橋	信弘	さん	建設企業 課長	小林	栄一	さん
教育課長	富田	憲	さん	会計 管理者	石塚	豊	さん
公営競技 事務所長	斎藤	雄希	さん				

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	笹岡	正夫		書記	春日	史子	
------------	----	----	--	----	----	----	--

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回弥彦村議会6月定例会を再開いたします。

座らせていただきます。

現在の出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（安達丈夫さん） これより一般質問を行います。

質問時間は各自30分以内といたします。持ち時間がなくなる前に、質問者から議長に対し時間延長の申し出がなされ、議長が必要と判断したときは最大15分の延長を認めることといたします。あらかじめ皆さんにその旨を周知いたします。

なお、時間延長をしない場合、または時間延長が認められた場合においても、持ち時間の残り5分前と2分前に予告ブザーを鳴らしますのでご承知おきください。そして、残り時間がなくなりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打ち切りとさせていただきます。

これより一般質問を始めたいと思いますが、その前に、傍聴人の皆さんにお願いがございます。

本会議の傍聴については、傍聴席入り口に掲示してあるとおり、私語や言論の賛否を表明する発言や拍手等について、弥彦村議会傍聴規則でかたく禁止されております。静粛に傍聴くださいますようお願いいたします。

◇ 板 倉 恵 一 さん

○議長（安達丈夫さん） それでは通告順に従って、最初に板倉恵一さんの質問を許します。

5番、板倉恵一さん。

○5番（板倉恵一さん） おはようございます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。その前に、すみません、訂正をお願いしたいんですが、一番初めの頭の部分の一覧表、寛仁親王牌収支報告書等一覧表の28年度、平成29年度の前橋市の一般会計繰出金が1億円になっておりますが、それぞれ2億円で訂正をお願いしたいというふうに思います。

それでは始めたいと思います。

外部監査制度の趣旨は、平成9年6月の地方自治法の改正により創設されたものです。外部監査制度は従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を行うことにより、地方公共団体の監査機能の独立性、専門性を一層充実するために行う制度であります。

外部監査制度の主な種類としては、包括外部監査と個別外部監査の2つの種類があります。包括外部監査は、都道府県などが導入を義務づけられておりますが、その他の市町村は当該団体の判断により条例で定めることにより導入できるとあります。一方、個別外部監査は、全ての地方公共団体がその判断により条例で定めることにより導入できるとされております。

弥彦村では、今年の3月議会でこちらの個別外部監査が承認になりました。平成3年度に10億円が一般会計に繰り出されたのを最高に、3億円、2億円と繰り入れられてきましたが、保育園、体育館建設のため2回ほど取り崩しもありますが、平成26年度まで一般会計への繰出金はゼロです。

前にも質問いたしました。寛仁親王牌の単独収支額が弥彦という所在地を考慮しても、支出に無駄があると誰が見ても明らかだと思います。今回の個別外部監査は1回だけの個別外部監査なのでしょうか。

競輪施行の許可は、それぞれ自治体の会計に補助をするためにギャンブルを公営化しているものであります。自転車競技法第1条、自転車その他の機械の改良、輸出の振興、地方財政の健全化を図る、要は一般会計への繰出金であります、とあります。監査については、契約はどこまで進んでいるのでしょうか。改めてお聞きをします。今回の個別外部監査は、どこの会計事務所で何年から何年まで行うのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） それでは答弁を求めます。

村長、お願いします。

○村長（小林豊彦さん） 板倉恵一議員のご質問にお答えいたします。

昨年12月議会においても、議員より競輪会計から一般会計への繰出金についてご質問をいただいております。そのときの答弁内容ですが、前橋競輪場につきましてはドーム競輪場ということもあり、ミッドナイト競輪やナイター競輪を早くから実施し、平成28年度の収支は8億円以上の黒字となっております。また、寛仁親王牌を開催していない年度においても1億円以上の繰り出しをしております。青森競輪場は、昭和63年度から定期的にG1開催を誘致するなど、小規模とは言えない競輪場であり、毎年のように一般会計へ1億円を繰り出しております。

前橋競輪場、青森競輪場と比較して、弥彦競輪場では周囲の条件や事情が異なっているため、簡単には比較できないということで答弁しております。

更に議員よりご指摘を受けた2億円が毎年入ってくるはずだとの疑問につきましては、確かに寛仁親王牌などのビッグレースを開催すれば、多額の収益を得ることができます。しかし、他の普通競輪開催においては、売り上げは大規模競輪場に遠く及ばず、結果として一般会計へ繰り出

すだけの収益が確保できない状況が続きました。経費がかかり過ぎではないかのご指摘もありますが、他の競輪場と比較してそれほど大きくかかっている訳ではなく、競輪の売り上げ低迷期において、それぞれの時点で適切な運営をしてきたと思っていますというような答弁を、昨年12月議会においてさせていただいております。

さて、今後の話となりますが、3月議会におきまして、個別外部監査契約に基づいた監査の実施と契約の締結について議決をいただいたところであり、4月早々に手続を開始させていただいております。

契約の相手方につきましては、東京都渋谷区元代々木町45番1号、ヒューリックコート元代々木229号に所在の公認会計士宇澤事務所の宇澤亜弓氏と個別外部監査契約を4月24日付で締結しております。

契約の内容につきましては、契約金を1,300万円、契約の期間は平成31年4月24日から令和2年3月31日までとし、平成23年度から27年度までの弥彦競輪事業の運營業務と出納事務等について、聖域をつくらず徹底的な監査をお願いしております。ゴールデンウィーク明けに第1回目の打ち合わせと財務データの一部の提供を行っており、今後の予定としては独自の財務処理システムを使用しての監査と聞いておりますが、6月中に会計データの分析、7月から10月にかけて帳票書類や会計データの確認作業、一部関係者からのヒアリングなど、主に役場庁舎内で確認作業が可能なものについて先に行う予定にしております。

更に、11月の本場開催が終了してから、競輪場でのヒアリングや帳票書類の確認作業を予定しております。12月からは報告書の作成作業などに着手し、3月31日までの契約期間となっておりますが、可能な限り早く終了させる事業計画となっております。その監査結果を待ちまして、早ければ来年3月議会で報告できればと考えているところでございます。

○議長（安達丈夫さん） 板倉さん。

○5番（板倉恵一さん） 今ほど、村長のほうからもいろんな細かな話もありました。それで、来年の3月議会には報告できるという話なんです。是非とも、できれば全てオープンにさせていただきたいと。

それと、どのタイミングで、途中の公表はあるのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 今のところ、途中での報告等については、様子を見ながら考えたいと思っております。必要とあらばやりますけれども、最終報告だけで済むような問題であれば、そのようにしたいと思っております。現状ではどちらにするとまだ決めておりません。

○議長（安達丈夫さん） 板倉さん。

○5番（板倉恵一さん） 是非とも明らかにさせていただきたいと。その上で、今、弥彦の競輪場もこれから改修が始まります。そういう部分では、一円でも多く欲しいというのが本音ではなかろうかなというふうに思います。そういう中では今回の外部監査を通じて少しでも無駄、むらを省くための監査をしていただきたいというふうに思っております。

そういう中で、昨日、全員協議会の中で、今回の競輪場改修でのトイレのイメージ画像が示されました。そういう中で、これを見ると物すごく、立派なホテルのトイレかなというぐらいにすばらしい画像が載っておりました。

そういう中で、やはり我々もほかの競輪場、視察に行ってみるんですが、やはりきれいなトイレ、それから場内がきれいになっているところはそれなりにやはりお客さんも来ておられるように感じます。そういう中では場内の美化、それから明るくきれいな競輪場を是非とも目指してほしいし、今回の監査で複雑な業務運行を見つけて、わかりやすい仕事の運行、そういう無駄を見つけていただきたいというふうに思います。その辺についていかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 議員ご指摘のとおりでございます。今度の外部監査、もともと皆様に、議会にお願いしたのは競輪事業、これから厳しくなるのはこれは目に見えております。その中で弥彦の競輪が今後も存続を続けていく、しかもそれはかなりの村にとってプラスになるような形で存続していくためには、一度徹底的な無駄を省くために外部監査が必要ということでお願いしてまいりました。

できれば金銭的な無駄だけではなくて、まだそこまでいくかどうかは私わかりませんが、業務内容、今議員の指摘のとおり業務内容そのものについても無駄な業務内容があるのかないのか、省けるのかどうか、それも検討していけばと思っております。

といいますのは、競輪の今事務所に勤務している職員の方は物すごい勤務体系であるのはよく承知しております。全国競輪場に、開催のたびに挨拶に、手助けに行っておりますので。ミッドナイト競輪が始まって、夜中の12時半過ぎまで勤務体系、今やっております。これがこれから更に、今年からまたナイター競輪も始まりますので、日中の競輪、それからナイター、それからミッドナイト、この3つの勤務体系の中で職員の皆さんが健康を害するかどうか、私正直非常に心配しております、そういうことがないようなところも一緒に改善していかなければならないというふうに思っております。

それからトイレにつきましては、5月の連休の最初に、私プライベートでハウステンボスに行ってきました。目的はあそこのトイレがどうかというのも一つありまして、すばらしいトイレです、大理石で。ホテルのトイレよりはるかにいいというふうに思っております。それが今の観光地に求められているトイレのあり方だということを改めて確認されました。

この間お示した完成予想図、あそこまでできるかどうかはわかりませんが、できればあれに近い形のトイレが完成して、これまでも申し上げていますように、競輪場を単なる競輪場としてではなく、弥彦観光のもう一つの目玉拠点として活用できるようにするためには、是非ともトイレの改良が、改善が必要と考えております。できるだけことはやりたいと思いますので、ご支援よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 板倉さん。

○5番（板倉恵一さん） 今ほど、村長のほうからもそういう話ありました。私も視察で観光地に

行くと、私用でもそうなんです、やはりトイレは第1番に見るようにはしております。というのは、やはり各家庭でもそうなんです、家に入ってトイレを借りたときに、その家の大体がわかるというぐらいに言われております。そういう部分では、やはりトイレもそのような形できれいにさせていただきたいというふうに思います。

それともう一つなんです、今ほど村長からも言われましたが、これから職員の勤務体系、3つの勤務体系があるという部分では、やはり勤務時間の関係で相当労働強化になる部分があるかと思われま。そういう部分では是非とも、そういう部分でやはり少しでも、それこそ無駄を省くといいますが、合理化をされるといいますか、そういう部分でやはり職員の健康管理にも気をつけていただいて、これから弥彦はやはり弥彦だなど。彌彦神社のそばにある競輪場なんだというふうに言われるような競輪場にさせていただきたいというふうに思います。

それで、今回はとりあえずはこのような形をお願いをしますが、これから監査の結果を見ながら、また随時質問をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 答弁はどうするの。

○5番（板倉恵一さん） はい。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） ご指摘どおり、公表については今の段階では何とも申し上げられませんけれども、さっきの職員については競輪事務所に、正規の職員をふやすのはこれは定数条例がありまして非常に困難であります、正直言いまして。臨時でもいいから、そういう形で必要とあらばもうどんどん雇ってくれと。それで皆さんの健康を守るなら全く構わないと。

競輪場、おかげさまで黒字が続いておりますので、そういうことができる余裕はありますから。正規の職員採用が難しいから、そのかわり外部の臨時とか、いろんな分野で人を確保してもらって結構ですというふうに言っておりますし、そのように今やってくれていると思います。心配は私も非常に心配なので、その辺は十分注意して今後はやっていくつもりでございます。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 板倉さん。

○5番（板倉恵一さん） 今ほど村長も言われましたけれども、とにかく職員の勤務体系、労働条件についてもしかりなんです、やはりその辺はせつかく弥彦の競輪場がいいという評判が立っているながら、中身を見たら何だこれ、というような形には是非ならないようお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 以上で板倉恵一さんの質問を終わります。

◇ 柏木文男さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、柏木文男さんの質問を許します。

6番、柏木文男さん。

○6番（柏木文男さん） おはようございます。よろしくお願いいたします。

旧社家・鈴木家の保存に対する村の考えはで質問させていただきます。

旧鈴木家を説明する前に、明治天皇地方巡幸についてお話をさせていただきます。

明治天皇は、御所で過ごされた江戸時代の天皇とは対照的に、地方へ行幸されております。明治元年から45年の明治天皇の地方巡幸です。全てを数えると97件に達しました。そのうち6大巡幸と言われるもの、(1)明治5年5月23日から7月12日の近畿、中国、九州方面、(2)明治9年6月2日から7月21日の東北地方(函館を含む)、(3)明治11年8月30日から9月9日の北陸、東海地方、(4)明治13年6月16日から7月23日の中央道地方、(5)明治14年7月30日から10月11日の東北、北海道方面、(6)明治18年7月26日から8月12日の山陽道地方です。

北陸巡幸は明治11年8月30日に東京を出発して、長野県から新潟県に入り、9月26日まで県内に滞在され、弥彦には9月15日においでになりました。明治11年に明治天皇が北陸巡幸をされて弥彦を訪れた際には、右大臣岩倉具視らが宿泊された場所が彌彦神社の神職の鈴木住宅でした。大隈重信ほか総勢825人で、警視局・巡査344人、近衛兵75人、乗馬166頭のほかに新聞記者、写真師、ほか人夫1,509人の大行列だったと記録されております。明治天皇が宿泊された建物は、明治45年の弥彦大火で焼失してしまいましたが、一の鳥居前に庭園が築かれ、石碑が立てられております。

岩倉具視について説明をさせていただきます。

岩倉具視(文政8年9月15日生まれ)は、公家の堀河康親の次男として京都で生まれております。天保9年、岩倉具慶の養子となりました。明治16年7月20日、59歳で亡くなっております。

岩倉具視の職歴等をちょっとご報告申し上げます。幕末明治の公卿、政治家。公武合体を唱え、大久保利通らと王政復古を画策。新政府樹立後、参与、大納言等を歴任し、廃藩置県を断行。右大臣となり、条約改正交渉と欧米視察のため特命全権大使として海外を巡回。憲法体制の方針を定めました。

弥彦駅前の参宮通りから神社へ続く細い小路にひっそりとたたずむ古民家があり、神職が暮らした、明治天皇北陸巡幸のときに右大臣岩倉具視が宿泊された、格式ある200年以上前の社家様式住宅の鈴木家の住宅があります。明治45年の弥彦大火を免れ、現存する唯一の建物であります。

また、明訓校開校発足地の歴史を持つ住宅でもございます。明訓校は明治15年、国漢学者大橋一蔵、大地主市島徳次郎など多くの支持者を得て、彌彦神社に近い禰宜、鈴木家の土蔵(醤油蔵)を仮校舎として、明治15年2月に大橋一蔵を校長とする明訓校が開校をいたしました。明治16年、彌彦神社隣接地、現弥彦競輪場に新校舎が完成しました。明治18年、県立に移管。その後、県立が廃止され、再び私立となりましたが、生徒の減少で明治28年に惜しまれて閉校となりました。明訓の名は新潟市の新潟夜間中学校、現在の新潟明訓高校に引き継がれております。

社家とは世襲神職の家柄で、初めは神社専従の奉仕者であったのが職業として世襲されるようになりましたが、明治4年、太政官布告により、神職の世襲はいろいろと弊害があるとして廃止をされております。

社家は全国で歴史的な著名な社家がおられます。ちょっと紹介をさせていただきたいと思いま

す。伊勢神宮、祭主、藤波家、宮司、河辺氏、内宮祀職、荒木田氏、外宮祀職、度会氏。出雲大社、千家家、北島家（出雲国造）。彌彦神社、高橋氏でございます。

新潟日報で平成31年3月25日付の新聞で、「明訓の礎・時代を見つめ」で新聞1面で旧鈴木住宅が掲載され、改めて記事を読ませていただきました。平成12年ころ、空き家になった価値ある建物を残したいと新潟市の鍋島さんが買い取り、建物をPRするため喫茶、ギャラリー「余韻」をオープンさせております。また、県内作家の作品展を開催しております。

旧鈴木住宅は平成28年、国登録有形文化財に指定され、また、訪れた人は築200年以上の住宅の雰囲気を楽しみ、作品を鑑賞する会場として利用されております。

新潟日報記者の記事の中で、所有者の鍋島さんが大病をして体調面などから建物の維持が困難になりつつあると掲載されておりました。弥彦村として、国登録有形文化財に指定された旧鈴木家は個人の所有の持ち物であります。新潟日報に記事が掲載され、大変貴重な建物が現存して村民の方々に理解していただく有意義な機会であったと私は思っております。村民の方々及び県民の方々から、弥彦観光としても貴重な由緒ある建物を認知してもらったと思っております。

旧鈴木家の建物は老朽化が進んでいます。個人として所有するには維持費、負担及び鍋島さんの年齢や体調面から維持が大変と感じております。社家住宅は全国的に少なくなってきました。未永くこの建物の保存と利用をするため、村として鈴木家に対してどのような形で行政として協力できるか、お伺いをしたいと思っております。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 順一さん） 今ほどの柏木文男議員のご質問にお答えさせていただきます。

旧社家・鈴木家の保存に関する村の考えはということでもありますけれども、議員のご指摘のように、旧鈴木家住宅は国の登録有形文化財の基準となる国土の歴史的景観に寄与するものに該当しているとして、個人の所有の建物として平成28年に国登録有形文化財に指定されたものであります。

私個人の立場で申しますと、建物が国登録有形文化財であること、更に明治11年時の岩倉具視右大臣らの宿泊地、更に明治15年明訓校が開校された場所という歴史も持つことなどから、弥彦村にとって価値ある建物であると考えております。このことについては、村の文化財審議委員会でも審議したところであります。

しかし、ご質問にある未永くこの建物の保存と利用するために行政として協力できるかという点につきましては、現時点で所有者である鍋島様の意向を直接まだお聞きしていない部分がありますので、今ここで判断することはとても難しいと考えております。

なお、行政としての協力につきましては、村長のほうからお答えをお願いしたいと思っております。一旦これで終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 柏木議員のご質問にお答えいたします。

これ非常になかなか結論を出しにくい、正直問題でございまして、鍋島さんからは個人的には内々に、はっきりとはお話いただいていませんけれども、自分の体調と年齢等を考えると、このまま続けての維持は困難であるという話は私も承知しております。ただ、行政として、村としてそれを引き受けるとなる前に、私自身は2つの課題があるというふうに思っております。

一つは、あの建物を村有財産として村が所有するようになった場合には、一応公開が原則となります。公開を原則とする場合には、まず耐震法から、耐震構造、耐震基準に合っているかどうか、これを調査し、それがもし耐震構造に今適合しないというならば、これは全面的にお金が幾らかかってもきちんと直さなければなりません。

私自身、あそこ3回ぐらい、もっと行っています、4回ぐらい。1回は前駐日モンゴル大使、フレルバートル大使が弥彦村に初めてお見えになったとき、鍋島さんをお願いして、あそこ昼飯の会場にさせていただきました。非常に大使、喜んでおられまして、こんな由緒のあるところで昼飯いただけるなんてということで非常に感激していただきました。そういう使い道はありますけれども、ただ今申しましたように、それを村有財産として公開する場合には、見に来ていただく方の安全を守るために、役場としては絶対的な安全の措置をとらなければならない。

何回も先ほど申しましたように、私も尋ねますけれども、あそこ床がもうぶかぶかで、かなり傷んでいるのはもう間違いありません。多分耐震構造も、多分調査もしていないんじゃないかというふうに思ひまして、それを引き受けた場合には、私の勘では1億円以上の金が間違いなくかかるだろうと。更に、毎年の維持運営に金もかかります。そういうことを考えますと、簡単に今の弥彦村の財政状態から見まして、軽々に、じゃ弥彦村の村有財産として受けましたという訳にはまいらないというのが実情でございまして。

今一つの課題は、今弥彦村の中で文化財で、村有文化財としては武石家住宅が麓一区にございます。あのときにどういう基準でやったかというのを聞いていますが、余りはっきりした基準がない。村が登録有形文化財であるにしても、それを村が購入して引き受けた場合には、どういう基準でやるのかということも明確にしなければならない。その明確にする基準が今弥彦村にありません。それをもしそういう方向で動くなら、まずそのこともやらなければならない。結果としてそれをやって、弥彦村にとって将来的に観光資源としてどういうふうな活用があってどう効果が期待できるかということもある程度見据えないと、無責任なことになりかねないというふうに思っております。

ただし、私個人としては、先ほど申しましたように、前モンゴル大使が非常に感激されたように、ああいう建物、しかも弥彦には社家としてあそこしか、あの鈴木家しか残っておりません。非常に風格のある建物だと思っています。つくりも中に入ると土間があったりして非常に、蔵が中にあるように、非常に私自身、いい建物であると思っておりますけれども、ただ先ほど申しましたように、行政としてなかなか決めかねない。

内々に、彌彦神社に、神社として鈴木家を何とかするご意向はありますかと伺ったことがあります。

ます。そのときに、今の神社の段階では一切ありませんと説明もされました。非常に説得力のある説明で、それ以上私突っ込むことができなかつたので、なるほどなど。神社の立場としてはそういうことだと。内容については私神社の了承を得ていませんので、お話しすることできませんけれども、非常に説得力のある説明で、残すならば行政として何らかの形でやるしかないのかなとは思いますが、今ほど申しましたように課題が2つあるし、なかなか難しいので非常に悩んでいるというところが実情でございます。

○議長（安達丈夫さん） 柏木さん。

○6番（柏木文男さん） 教育長、村長、ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、最初、税務課長、お願いをいたします。

村で鈴木家が国の文化財保護法の有形文化財に指定されておりますし、そうすると地方税法と、それと村の村税条例の固定資産の関係で、村民税が2分の1になるというような規定があるように思いますが、現在この鍋島さんの住宅に対して本人が申請を行って、減税を行っているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 旧鈴木家住宅の固定資産税の関係でございますけれども、固定資産に関しましては地方税法で条文は349条の3第12項に、文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財云々というような規定がございまして、に係る固定資産税の課税標準は、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするということで規定がされております。この文化財保護法58条第1項というのは登録有形文化財のことでございます。当然、旧鈴木家に該当するものでございます。

村税条例においては、この地方税法のとおりと同じ規定で固定資産の評価額を決めるということになっております。税額変更云々ではなくて、もうこれが28年の8月1日の日付の通知だったと、登録文化財への通知だったと思うんですけども、29年度の固定資産税の計算のほうからこのように2分の1、課税標準額自体を評価額の2分の1にして、税率1.4%を掛けて計算するというような形で課税をしております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木さん。

○6番（柏木文男さん） それはあくまでも本人の申請といいますか、それとも指定されたのがわかつた時点で行政のほうでおやりになったのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） これはもう税法と村税条例の規定でございますので、こちらで事実を確認した時点で翌年から台帳そのものの課税標準額が2分の1ということになっております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木さん。

○6番（柏木文男さん） どうもありがとうございます。続いて教育長にまたお聞きしたいと思っております。

村では、弥彦村文化財保護条例が教育委員会の条例で昭和53年に制定をされております。その

中の9条でございますけれども、9条では管理、修理、保存に関する経費が条例で明記をされております。

条例をちょっとお読みしますけれども、村は村指定文化財並びに国及び県指定文化財のうち、村内に存する文化財の管理もしくは修理または保存に要する経費の一部に充当させるため、該当所有者等に予算の範囲内で補助金を交付することができるということがうたわれております。今までたしか鍋島さんは、いろいろ屋根が、瓦が飛んだとかという話も聞いておりますが、この申請をした場合、出した場合、村が今、村長さんと教育長のお話を聞きますと、当分今の状況では無理だということが考えられますので、この規定に当てはめてもらいまして、もしくは屋根が壊れた、また相当老朽化が進んでおりますので、是非経費の補填を願えればと私は思っておりますが、教育長に予算的なことを言われるとあれですけども、すみませんけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） もし足りない分では、また課長のほうから補充させてもらうかもしれませんが、今先ほど村長のお話の中で、一つは今後維持ということ考えたときに、村の財産とするのが一つの考えられる方法だし、もう1点は、するにしても武石家住宅等もあるので、いわゆる基準というものを明確にしなきゃいけないだろうというような話をされていましたが、ある面でその基準に当たるものが、今言ったその文化財の、今ご指摘の弥彦村の条例にかかわるものかなというふうに思います。

それで、今、村指定、ここに文化財という部分で、前提条件がそれになっている訳ですけども、その村指定文化財というのは全部で今、いわゆる国の重要文化財4件、彌彦神社の十柱神社、それからあと工芸品で太刀等がある、宝物殿にあるものが2点、それから更に燈籠押しの行事にかかわっての民俗芸能、この4点が国の重要文化財ということで、村の指定文化財にもなっています。更に県指定が8件、そして村指定が15件ということで、村の指定文化財というのは以上、全部で27件ですか、ということになります。

実はその後、国のほうが国の登録有形文化財制度というものを平成8年につくっています。今ご指摘の鈴木家住宅はこの国の登録有形文化財に当たります。実はこの登録有形文化財は、これもご承知のとおり、彌彦神社関係の、本殿を初めとして彌彦神社関係で全部で25件指定されていますし、あと武石家住宅、そして更に弥彦公園のトンネル、そして今回の旧鈴木家住宅ということで、今現在弥彦村に30件、この登録有形文化財があります。

先ほどご指摘いただいた、実はこの条例につきましては、前段の村指定文化財ということでつくられた条例でありまして、その後の平成8年につくられた国の登録有形文化財対象に考えられてはいない結局条例になっている訳です。したがって今の段階では、村としてこの登録有形文化財に指定する、いわゆる補助する基準となるものが今現在はないという現状であります。これらについては今後また整備等していく必要があるかなというふうに思っているところであります。

あと何かつけ加えることありますか、いいですか。一旦これで終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫さん） 柏木さん。

○6番（柏木文男さん） ありがとうございます。私もちょっと文化財の本を読ませてもらいました。

そうしましたら、村の文化財、県の文化財が指定をされていて、国の有形文化財とかになった場合は取り消すという形になったと私は記憶しているんですよ。だから、県の文化財を国の文化財に指定されると、その県の文化財はなくなりますよというふうに私は解釈をしておりましたので、またそこをよく確かめて見てもらいまして、是非この規定で個人の所有のものでありますけれども、私はやはりこれが貴重なものだと考えておりますので、またよく教育委員会の中で検討いたしてもらいまして、審議会の中でもやはりその中で是非審議をいたしてもらいまして、補助の対象にできるような形をつくってもらいたいと私は思っております。

村長もちょっと言いましたけれども、鍋島さんはこの三条の出身だそうでして、現在新潟市にお住まいなんですけれども、小さいときからお父さんと一緒に汽車に乗りまして、弥彦駅において彌彦参りをしたそうでございます。

そして、その参拝の行き帰りに参宮通りの鈴木家の前を通ったお話を私にさせていただきました。そして、その買うきっかけが14年前に鈴木家が不動産売買にかけられるという話を聞いて、その住宅を取り壊すという話があつて、宅地化になるという話があつたそうです。その由緒ある住宅と岩倉具視がお泊りになったということで、やはりそんな貴重な住宅をなくする訳にはいかないという中で、私財を投じて買って保存に現在努めておる訳であります。鍋島さんも自身の年齢や体調面から考えると、維持が非常に困難になっているということは先ほど私は言いましたけれども、是非そのことを考えながらお願いをしたいと思っております。

それと、鍋島さんより私に今現在の心境を、手紙をいただきましたので読ませていただきたいと思いますと思っております。

村議会を通じて、改めて弥彦村並びに弥彦村民に知ってほしいこと。一つ、神社あつての弥彦村。物心ともに支えてきた神職の鈴木家住宅が1912年3月の大火でも類焼を免れ、移築後も現存し、2016年には国の登録有形文化財になったこと。一つ、今後、村全体として後世に残していける方法を考えていただきたい。一つ、彌彦神社は現時点では保存にかかわる考えはないとのことであるが、村と一緒に将来、保存と知恵を出してほしい。一つ、現在の方向性が見えるまでは、現所有者である小生は頑張っていくつもりでおるので、現時点でできるであろう次の点を観光協会等をお願いしたい。駅並びにおもてなし広場から参宮通りの存在及び建物の存在を知ってもらうための看板の設置、村観光協会等の広報紙での紹介等。

以上であります。一般質問に当たり、鍋島さんからの現在の心境のお手紙をいただきましたので紹介をさせていただきました。鍋島さんの熱い志を理解していただきまして、是非検討して保存がかないますようお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 柏木さん、答弁はいいですか。

○6番（柏木文男さん） 答弁要りません。

○議長（安達丈夫さん） 以上で柏木文男さんの質問を終わります。

◇ 古川七郎さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、古川七郎さんの質問を許します。

2番、古川七郎さん。

○2番（古川七郎さん） このたび村会議員に当選させていただきました古川七郎でございます。何にしても何分初めてなので、非常に迷っております。また、なかなか質問するのも非常に頭を悩ませたところでございます。しかし、私の今まで思ったことをここで質問させていただきます。まず第1番に、情報公開とガラス張りについて。

これは情報公開、ガラス張りは小林村長の公約の一丁目一番地だと私は理解しております。このことについて村長はよくやっていると私は思われますが、村民の皆様には隅々までされていないような私は気がいたします。その一つの例として、村財政のうち平成31年3月31日現在の村債の残高が27億3,531万5,178円です、このように記載されておりました。これを国・県負担なしで全額村で返済するというような話も私はある人から聞きました。これは情報は間違っていると思うんですね。

その例といたしまして、4月7日付の村長後援会だより34号の添付資料によると、某議員が発行した議会報告の抜粋が掲載されていたので、それを申し上げます。おもてなし広場を例えれば事業費2億5,000万円が議会に相談することなく専決処分されました。その半分、1億2,400万円が村民の負担。人口にすると、その当時だと思いますが、8,200人とすると1人1万5,200円の負担になると、5人家族にすると7万5,000円になりますとの内容でありました。

しかし、村長後援会だより34号の資料の記載によれば、事業費2億7,000万円のうち地方創生拠点整備交付金を控除した場合は1億2,400万円を村の税金で払うということになっておりました。その半分の6,200万円については地方交付税措置されるため、実際は村単独費用を加えた大体6,400万円になり、住民1人当たり負担額7,881円となると記載されています。

村民にできる限り正確な情報を知らせることが基本であり、正確でない情報は村民の皆様が誤った判断をする危険性があると私は思われます。このようなことを村長はどのようにすべきだと思われますか、質問します。

2番目は競輪外部監査について。

これは先ほど板倉議員が相当突っ込んだ質問をしていただきましたので、余り私は言うことございませんが、同じく村長後援会だより34号に競輪外部監査についても記載されております。そこには競輪外部監査を本年11月以降に本格着手することとしています。

競輪外部監査は2年9カ月、9回目でやっと解決されたはずですが、なぜ直ちに着手できないのか、村民も理解、納得できないでいると私は思いますが、先ほど詳しく説明いただきましたが、今一度その理解できる説明をお願いいたします。

3 番目、お互いさま活動の推進について。

最後になりますが、弥彦社協、これに載っているんですけども、4月25日に発行された第107号の中で、4つの助、自助、互助、共助、公助、知っていますかと記載されております。そこで私は、この問題は私はこの弥彦村会議員じゃなくて20年ぐらい前から、私はずっとこの問題は解決しなくちゃいかんなどと思って考えておりました。20年ぐらい前より考えておりましたが、お互いさま活動、これはボランティア活動という一番ぴんとくるんですけども、ボランティア活動という何かこう助けてやるとかそういうのじゃなくて、お互いさまとなるとみんなお互いさまなんです。こういう名目で推進し、その地域でできるだけのことをやり、どうしてもできないことは公でやってもらい、村民各自それぞれの自由意志で活動し、ポイントをつけ、そのポイントを何らかの形で使用できる仕組みを構築したいと私はもうずっと考えておりました。これをやらないといけないと思っております。

なぜなら、これから非常に日本が厳しい状態に来ると。私は物すごい危機感を持っているんです。国も県も、今、議員さんもおられますけれども、危機感を持っているんです。そのためには弥彦だけは何としてもサバイバルできる道をここで一つ道筋をつくっていかないといけないと、このように思っておりますので、どうか村長の考えをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 古川七郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、情報公開、ガラス張りについてのご質問でございますが、議員のおっしゃられるとおり、私は平成27年の村長就任以後、可能な限りのガラス張り村政を心がけ、公開できるものは全て村民の皆様に情報公開してまいりました。

村のホームページを使い、村長の交際費は毎月1回、村長及び幹部職員の行事予定は月に2回公開しておりますし、今後も私の任期中は確実に継続実施することとしております。また、広報紙についても予算や決算など、財政状況を村民の皆様にわかりやすく公開しているつもりでありますし、今後も続けたいと思っております。

ご質問の中にあつたおもてなし広場建設にかかわる村民負担についてお答えさせていただきます。このことは既に議会で答弁いたしており、繰り返しとなりますが、事業費2億5,100万円のうち、地方創生拠点整備交付金を除いた1億2,400万円は村債で賄っていることは事実であります。その村債のうちの50%は地方交付税で措置されているため、措置というのは非常に官庁用語ですけども、要するに国から補助が出ていますということでご理解いただきたいと思ひます。そのため、実質の村の負担額は6,200万円であります。20年の元利償還期間の合計を、先ほど議員挙げられました人口8,200人で割った村民1人当たりの実質負担額は約7,800円となります。

村債の償還については、その種類により地方交付税で措置される率が違っており、詳細をよく知る担当職員でないと全てを把握できないような状況にあるのは実態でございます。このような

複雑な状況が思い込みを生み、時に不正確な情報として受け取られたのではないかと思うところ
であります。

参考までに、平成21年施行の財政健全化法により、毎年度実質公債費比率、将来負担比率とい
う決算指標を算定する過程で、地方交付税の措置額を算出しております。この2つの指標は財政
健全化審査で監査委員に審査していただき、9月定例会にて十分なお審議をいただき、承認して
いただいた上で、毎年9月25日発行の広報で村民の皆様にもお知らせさせていただいております。

現在、弥彦村は決算指標として問題がなく、財政が健全な状況であることを申し添えさせてい
ただきたいと思っております。常に正確な情報を村民の皆様にお伝えすることは私の責務であると認識
しており、今後も正確でわかりやすい情報を広報やホームページのほか、あらゆる機会を捉え発
信し続けていくことといたします。

2点目にご質問の競輪の外部監査についてのご質問ですが、先ほどの板倉議員への答弁のとおり
、3月議会におきまして、個別外部監査契約に基づいた監査の実施と契約の締結についての議
決をいただいたところであり、4月早々に手続を開始したところであります。契約は4月25日に
締結済みで、ゴールデンウィーク明け第1回目の打ち合わせとデータの一部提供を既に行ってお
ります。

今後のスケジュールとしましては、5月から6月にかけて会計データの分析、7月から10月に
かけて帳票書類や会計データの確認作業、一部関係者からのヒアリングなど、主に役場庁舎内で
確認作業が可能なものを先に先行して行う予定にしております。

ご質問の11月以降に本格着手ということにつきましては、弥彦競輪場での本場開催に何らかの、
いささかの支障も来さないよう、本場開催が終了してから競輪場内でのヒアリングや帳票書類の
確認作業を考えており、その点を考慮してのこととございます。何とぞご理解をお願いいたした
いと思っております。その後、12月からは報告書の作成作業などに着手し、3月31日までの契約期間と
なっておりますが、可能な限り早く終了させる事業計画となっております。その監査結果を待ち
まして、早ければ来年の3月議会で報告ができればと考えているところでございます。

3点目にご質問のお互いさま活動の推進についてですが、これから日本では令和7年に団塊の
世代が一斉に75歳以上の後期高齢者となり、介護や医療費などの社会保障費が急増することが懸
念されております。このような高齢化社会に今後対応していくためには、介護保険で利用できる
サービスのほかに、古川議員がご指摘、お考えになっておられるお互いさま活動、いわゆる互助
による相互の助け合いの仕組みづくりが弥彦村にとって大変重要になってくると認識しており
ます。

県内にはボランティア活動に対してポイントを付与する制度を実施している事例があり、高齢
者が自身の介護予防、健康増進につなげるため、介護施設などで行ったボランティア活動に対し、
その活動内容によってポイントを付与し、ためたポイントを現金に還元して受け取れるといった
ことを実施している市町村が幾つかございます。

例えば新潟市では、高齢者が介護施設などにおいて話し相手や軽微なサポート活動を行った場

合に、そのボランティア活動時間に応じて活動手帳にスタンプを押し、1ポイントにつき100円で、年間最大5,000円を受け取れるか、または指定する団体に寄附することができるという制度を実施しておられます。

また、三条市では、主に高齢者の方が介護施設等での話し相手などのボランティア活動を行った場合に1回500円、ひとり暮らし高齢者等の見守り、安否確認などの活動を行った場合に月300円を謝礼として受け取ることができる制度であります。

これらの制度は、介護保険法に基づく地域支援事業として行っている制度で、ポイントの付与などを組み込んだ地域の自助、互助の取り組みであります。

弥彦村におきましては、平成29年度より住みなれた地域での生活を支援するための仕組みづくりについて話し合う場として協議体を立ち上げ、昨年12月8日、役場大ホールにおいて、一般住民の方を対象に、やひこ支え合いの村づくりフォーラムを開催いたしました。講師には支え合いの仕組みづくりアドバイザーの河田瑠子先生をお迎えし、「ずっとここで暮らし続けたい～助けてと言ひ合える地域づくり～」をテーマに講演をいただき、村内での支え合いの取り組みについてパネルディスカッションを行いました。

村といたしましては、地域住民同士が気軽に支え合える互助による相互援助の仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。助けてほしい方、助けてあげたい方が支え合いの活動の会員として登録し、事務局が助けてほしい方、利用者でございますけれども、の相談を受け、助けてあげたい方に活動を依頼する。事務局がマッチング業務を行うというものでございます。

ボランティアによる支え合い運動は継続性と村内のどの地域でも平等に行われることが必要となります。そのため、ボランティア活動者の増加、活動へのモチベーションの維持や向上、また、何かお礼があると頼みやすいという、ボランティアを受ける側の心理的なことを踏まえ、ボランティアへのお礼として現金、チケット、ポイント制というものが考えられるというふうに思っております。

いずれにしても、相互援助の仕組みについて、弥彦の実情に合った仕組みを引き続き周囲の自治体の動向も踏まえ検討するとともに、今後も支え合いの地域づくりに関する勉強会や地域住民、福祉関係者との協議を重ねて、人生最後まで誰もが安心して暮らし続けられる弥彦村の実現に向けた施策を実施してまいりたいと思っております。

私としては最終的には助け合いから更に一歩踏み込んで、みとり合いの村、そういう弥彦村に是非なってもらいたいと、そのための努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 古川さん。

○2番（古川七郎さん） 情報公開、ガラス張りなんですけれども、私が村に来て今14年目です。特に村長、今の小林村長が村長になってから傍聴もほとんどさせていただきました。ところが、やはりどう考えても、この数字というのは間違っているとは思わないけれども、ちょっとおかしいなというのが、私自身はいっぱいありました。それを村の村民の皆さんにそういうことでふれ

回すというか、宣伝するというか、非常に私は怖いんですよ、そういうことは。

やっぱり必ず事実をもとに正確な情報を流してもらわないと、ましてやある地位というか、私今は村会議員ですけれども、この地位になったらやっぱり確実な、正確なものを流さないと、ただうわさとか、そういうふうに感情とか、こういうものが、私はこの4年間走ってきたような気がしてならないんです。

だから、それはどうしても私はとめたい。だから、全てこれからのこの情報公開も村長もそうだけれども、やっぱりお互い話し合いして、本当に真からの話をして論議して、討論やらないといけないと、私今そのように思って、今回立候補しました。私は公約はそういう考え方ですので、どうか村長もそういう考えで、やっぱり皆さんの意見も聞いて、それで我々も言う。言うって失礼ですけれども、やっぱりそこで論議を交わす、この姿勢でもってお互いにやらないと、感情的に物事が走っていたら絶対にだめだと私思うので、それだけを私はなくしていきたいと思っておりますので、よろしく村長お願いします。

それと、最後、余り私も期間がないので調べようがなかなか、はっきり言ってできなかつたんですけれども、このボランティア活動というの、この新潟県総合福祉保健計画というのを村から出してもらったんですけれども、これを見るとボランティア活動というのは物すごくいっぱいあるんですね。これをうまく利用、うまくという言葉は悪いんですけれども、ボランティア活動は弥彦村は物すごくいっぱいあるですよ。そしてみんな物すごく一生懸命やっていると思うんだよね。本当に皆さん一生懸命やっていますよ。これを育てたい。何としても私育てたい。だから私はこれ終わっても、一つだけは私はもうすぐ取りかかられると思っています。それは間違っているかどうか知らないけれども、私一つでも先行して、見本を見せて、みんなでこうしようというような例を私はつくっていききたいと思っておりますので、皆さんの協力を是非ともお願いします。

今村長言われたように、最後はみとるまで、亡くなるまでみんなで見守りすると。これボランティアって私は演説する訳じゃないんだけど、この国はオリンピック終わって、もう物すごく厳しい時代が来ると思います。今でも私、厳しくて厳しい、もう私は身震いがするんですよ。

この前、私、弥彦村のこの何年間の予算書を見ても、収入はほとんどふえていないんですよ。ふえているのはふるさと納税と競輪だけ。あとほとんどふえていないんですよ。だから物すごい、それどころもそうなの、厳しくなるんで、何としても弥彦村だけはサバイバルできるような私は道筋をつけて、村長と一緒に、皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、村長その点、よろしくお願いします。もし答弁がありましたらお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） お答えいたします。

最初の情報公開につきましては、私はできる限りやっておるつもりでおりますし、職員の皆さんも義務としての情報公開ではなくて、村をよくするために、村民に村の実態をよく理解し知っていただくために、そういう気持ちで一緒になってやっていただくようになってきたというふうに思っております。

ただ、反省点といたしましては、情報を生のまま公開するだけでは足りないというふうに考えておきまして、と申しますのは行政の言葉というのは非常に専門用語でわかりにくいものですから、それをわかりやすく、同じ情報でも非常にかみ砕いた説明の仕方をこれから心がけていかなければならないのかなというふうな反省はしております。

いずれにしても情報公開については、これは全ての村民に皆さんが正確に村の今を理解していただくためにどうしても必要なもので、これからも続けてまいることはそのとおりだというふうに思っております。

それから、ボランティア活動につきまして、互助につきましては、今担当のほうで、いろんな協議体を開いて検討してもらっています。村民の皆さんの合意を得ることも非常に一番大事ですけども、ただ、合意を得るために余り時間をかけているのもおかしい。何かできることからまず第一歩を踏み出さないと、これはなかなかこの話、前に進まないなというふうには自分なりに認識しておりますので、その方向でやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 古川さん。

○2番（古川七郎さん） 私も先ほどの河田先生のこと村長から聞きまして、私、河田先生は10年前から新潟でやっているということはもう承知して、私たちの新潟の学校に行ったり、そういうところのボランティアに行った人はいっぱいおります。そういうことを聞くとやっぱり、また先日も県展に行きまして、新潟のお友達と話したら、どうしてもやっぱり受ける側が遠慮するというんですね。遠慮するというんですよ。だから、遠慮しないで、与える側も受ける側も、遠慮しないで気を使わなくて、やっぱりやる仕組みをつくらないと、なかなかこれうまくいかないと思うので、その辺はやっぱりお互いが本当に受ける側もありがとう、そういうような、その言葉一つで私は十分だと思うんだけど、ところがやっぱり遠慮してなかなか難しいというのが、どこに行ってもそういう言葉がいっぱい出てくるんですよ。

だからそういうことのないように、その仕組みをやっぱりお互いがお互いさまですからということで、その仕組みを私も帰りましたらすぐそれは取りかかるつもりです。一つの例としてでも、一つでも例を挙げて実行していくと、こういうことが起きるのか、こういうのが悪いのか、いろんな問題が出てくると思うので、それは実行して、それで皆さんとまた相談していろんなことをまたそこに積み重ねていけばいいと思うので、私はそういう点では、そういうことはできるだけ早目に皆さんに見本とは言わないけれども、一つのルールとしてやっていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。すみません。

○議長（安達丈夫さん） 以上で古川七郎さんの質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時30分といたします。

(午前11時20分)

○議長（安達丈夫さん） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇ 丸 山 浩 さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、丸山浩さんの質問を許します。

4番、丸山浩さん。

○4番（丸山 浩さん） 初めての一般質問で大変緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして2件の質問をさせていただきます。

まず初めに、弥彦村商工会への補助金減額の件について質問いたします。

弥彦村を含め、全国の中小・小規模企業は、消費税の導入や軽減税率の導入、また人手不足や働き方改革への対応、事業の継承などさまざまな問題を抱えており、厳しい経営状況に置かれています。

このような状況の中、弥彦村商工会は令和元年度の一般会計事業計画の中で、「商工会職員の支援能力のさらなる向上を図り、伴走型支援事業を継続し、過去4年間の実績を踏まえ総括的な事業を展開していく。複雑化する小規模事業者個々の課題の確実な解決を図っていくとともに、村や他団体との連携をより緊密に図り、弥彦村の経済、産業の継続的な発展を通して会員の生活向上や村全体の活力ある発展に一層寄与していかねばならない。しかしながら、村の新年度補助金は前年比300万円減の厳しいものとなっており、これまでの会員各位の協力のもとで取り組んできた地域総合振興事業などは、現在そのほとんどの実施が危うい状況にある」とのことです。

平成27年度予算では610万円、28年度は492万円、29年、30年度は510万円、本年度は300万円減の210万円です。村長は、「商工業の皆さんに対しては最大限のことをやるつもり。商工振興が一番大事で、弥彦村の商工が振興するようになっている」とおっしゃっております。商工会がこれまで商工振興、商工発展、そして地域振興、地域発展のために行ってきた事業を踏まえ、予算を大幅に減額した経緯と理由をお聞かせ願ひしたいと思います。

次に、2点目、通学路の交通安全対策について質問いたします。

村では通学路の交通安全確保のために、関係機関と連携を図ることを目的に、弥彦村通学路交通安全プログラムを策定し、警察、道路管理者、学校、教育委員会で組織する交通安全推進会議を設置。推進会議では、弥彦小学校PTAの危険箇所点検結果をもとに合同点検を行い、対策を検討、実施したとのことであります。

県道弥彦停車場線と吉田弥彦線交差点、高倉電気商会さん前と、県道吉田弥彦線のファミリーマート前、村道大戸峰見線、県道吉田弥彦線の役場前は既に対策済みであるが、対策継続中の箇所の県道吉田弥彦線、けんしん弥彦支店からおもてなし広場前まで、村道浅尾線、浅尾から矢楯地区、県道吉田弥彦線、弥彦小学校付近、県道石瀬吉田線、村越自転車店前、村道美山大戸線、

美山信号からJR踏切、県道吉田弥彦線、旧テニスコート前、県道吉田弥彦線の祥立堂付近、村道小学校通り線の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

また、今後も継続的に通学路の交通安全を確保するために、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行うとありますが、具体的な時期や回数、頻度、どのように今後効果の検証をするかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 丸山浩議員のご質問にお答えいたします。

弥彦村商工会への40%以上の補助金を減額した経緯、理由についてでございますが、この件につきましては、平成31年3月11日に開催された平成31年度第1回3月定例会、総括質疑の席で、柏木議員と当時の花井議員からの同様の質問に対しお答えをしております。

規定によりますと、商工会は、村内商工業者の経営改善に関する相談と指導に当たる商工振興事業と、経済振興を図るために地域のお祭り事に参加するなどの地域振興事業がありますが、商工振興事業で特に重要なものに経営改善普及事業というものがあります。これは小規模事業者の経営または技術の改善、発達を図るためのもので、そのために国や県からも補助金が出ております。

地域振興事業などのお祭り事は村や弥彦観光協会でもやっております。春の湯かけまつりから始まって夏の燈籠まつり、秋の菊まつり等と、それぞれ負担金を出しておりますし、観光協会への補助金を含めると観光振興事業費として弥彦村は年間4,974万1,000円を支出しております。村の規模でこれほど多くの予算を支出しているところはないと思います。

関川村は観光振興費としてかけている予算は2,098万1,000円で、弥彦村より約3,000万円も少ないのが現状です。関川村さんと比べまして弥彦村は、彌彦神社という観光資源としても非常に大きなものがございますので、単純には比較できませんけれども、それにしても4,900万円、毎年支出しておりますし、これは私は一切削ってはおりません。そのとおり認めているというふうに思っております。

私は村長就任当初から、弥彦村商工会には商工振興のための事業を中心にお願いしてまいりましたが、事業報告を受けるのは祭り事の事業ばかりで、商工振興のための事業が極めて少ないというふうに思っております。先日、商工会から平成31年度210万円の補助金について支給申請が来ました。私は詳細にそれを見ましたけれども、今回の事業費の申請の内容を見ますと、高齢者関係、それから弥彦村の資源活用の案件を除いては全て祭りでございます。

これもこの場で何回も申しておりますが、平成元年当初、旅館、ホテル等のサービス業部門において約3,200万円、私一時5,000万円と申し上げましたけれども、どうも私の認識違いであったようなので、約3,200万円もあった法人村民税が平成26年の時点では460万円まで減少し、現在も減り続けております。同じ平成元年、当時27件あった旅館もホテルも11件まで減っております。一番の責任はもちろん経営当事者であります、その次に責任があるのは何もしなかった行政と

商工会とっております。

私は行政の責任者として、まずおもてなし広場を整備し、民間の知恵を期待し、弥彦観光協会へ運営をお任せいたしました。ありがたいことに、農産物直売所を初め各テナントの頑張りで、広場はもちろん周辺の店舗にも相乗効果があらわれ活性化してきましたし、おもてなし広場から独立する場合にもサポートできるよう、今年度から創業支援制度も新設したところでございます。

一方、商工会からは先ほど申しましたように、今年度の事業計画においてもこれから何々したいという報告はいまだ受けた記憶がございません。先月28日、弥彦観光協会の総会が開催され、私も来賓として招かれました。法人化になってわずか2年ですが、おもてなし広場の運営で予想を上回る収益を上げられ、一般社団法人弥彦観光協会が今年村に納める法人税の税額は30万円だと報告いただいております。私はこういった法人が少しでもふえるよう、個別に指導するような事業を商工会さんにやっていただきたい。やっていただけるなら補助金については前向きに検討いたしますと常々そういうふうにお答えしてきたと思います。

一つお答えさせていただきますが、私はこれまでと同様に、村の行政に対して非協力的な団体に対しては補助金は出すつもりはございません。ただし、個別の商工業者の皆さんに対しては最大限のことはやるつもりであります。例えば商工会員で構成される各部会の活動で、振興活性化のための事業であれば、相談があればその話をお伺いいたしますし、場合によっては資金面での協力もいたしたいと思っております。担当課長にもそのように頼んでおります。

ちょっと時間が長くなる可能性があるんですけども、たまたまネットで非常に今の私の弥彦村商工会に対する考え方と同じようなことを全国で苦しんでいる、考えている、悩んでいるという事例がありましたので、少し読ませていただきます。

飯山暁朗さんという方で、この方は一般社団法人人材開発フォーラム理事長、金沢大学法学部非常勤講師、商工会議所登録エキスパートという肩書でございますので、間違いなく商工会議所、商工会に対する知識等々、非常に持っておいでになる方のブログでございます。そこにこういうふうに書いています。「商工会の役割って、何だかわからなくなってきました」これは、このブログを読みますと、商工会の方向性を検討する商工会事業推進会議の席で感じられたことを書いておられるんだと思います。

「会議で充分内容は考慮したつもりです。仕方なく地域振興という名のまちおこしの事業も容認いたしました。でも、企業の成長を支援するというスタンスは崩すつもりはありません。地域振興事業が大切だ、その論議はもうわかりましたって。やればいいんじゃないの。地域からの支持が得られなくなるならね。いつから商工会が地域のお世話役をしなくちゃいけなくなったのでしょうか。商工会は事業者の集まり。そして事業者は地域で商売している訳だから、地域貢献しなさいという論理でしょうね。ちょうどそこに商工会という器があった。そこに補助金を投入することで行政側も地域の振興事業を積極的に行っているという大義名分ができる。商工会側も知名度を上げるチャンスだと。でも、それは高度成長期で事業者がもうかっている時の話でしょう。今は環境が180度違うんですよ。地域のこともいいけれども、自分の事業をどうするのか、

今後の発展の余地はあるのかということを実際に考えていかなければいけないと思うんです。そのために我々経営指導員はどのように経営していくのかを明確に示さないといけません」というふうな、まだまだ続くんですけども、大体こういうお話です。

地域振興は、これは商工会の本来の役割ではないでしょうと。商工会の皆さんが、一人一人が事業を活発化させていくことが今商工会に求められている一番大切なことだとこの方が言っておいでになります。私もそのとおりだと思います。そのために商工会に従来どおりの商工会のやり方じゃなくて、新しい、会員の皆さん一人一人がよくなるようなそういう事業をやってくださいと。そのためには60代になった方に急に考え方を変わってくださいと言っても無理です。私自身も74ですからなかなか難しい。その場合は新しい人にバトンタッチすればいいでしょう、バトンタッチしてください、そういうお願いをしてみました。これからもそのお願いは続けていくつもりでございます。

次に、通学路の交通安全対策の件についてですが、初めに、新潟県三条地域整備部が施行する箇所を進捗状況についてお答えいたします。

県道吉田弥彦線のけんしん弥彦支店からおもてなし広場前及び旧テニスコート前については、歩行者用グリーンベルトを今年度中に施工いたします。また、県道吉田弥彦線の小学校前付近については、凍結注意看板を今年度中に設置いたします。県道石瀬吉田線の村越自転車店前については、平成29年度から事業に着手しており、工事設計は完了していますが、用地買収、工事はこれからとなります。この件はこの間、三条振興局の担当課長さんにお伺いしましたら、土地改良区があそこの用水路の工事をするので、それと合わせてやらなければ二重工事になるということで、その設計を待ってからということと話は伺っております。これは決して消えた訳ではございません。それから、県道吉田弥彦線の祥立堂付近については、転落防止柵を今年度中に設置いたします。

続きまして、弥彦村が事業主体となっている箇所を進捗状況ですが、村道浅尾線、浅尾から矢楯地区については、道路拡幅工事を平成30年度から令和4年度まで計画で実施しており、30%程度の進捗状況となっております。今年度はこれも補正予算の当該担当課から要求がありましたけれども、本年度の補正については矢作の美山大戸線、あの改修が今まで3年先だと言われているんですけども、国会議員の方にお願ひしまして、多分平成32年度にできるかもしれない、令和2年ですね。ならばそっちのほうに優先的にお金を回しましょうということで、今年度は浅尾線については樹木の伐採で終わることと決めております。それから、今ほど申しました村道美山大戸線の美山信号からJR踏切までについては、今年度中に側溝改良工事に着手いたします。また、村道小学校通り線の路側帯引き直しは6月中に施工いたします。

安全対策実施後の効果検証につきましては、弥彦小学校PTAが毎年実施している危険箇所点検結果や弥彦小学校PTA、セーフティスタッフが参加する弥彦村通学路の安全を考える会で意見を伺い、弥彦村通学路交通安全推進会議を年1回開催し、対策が十分かどうか検証してまいります。

更に、先日の村長の行政報告の中で申しあげましたように、5月1日に弥彦村村道整備検討会議でしたか、名前ちょっと忘れましたが、そこにその年、当該年度にどの村道を優先的に進めるか、あるいはどこが悪いか、関係者みんなが集まって協議しようという会を発足させました。その中には当然教育委員会もメンバーとして入っておりますので、子供たちの危険がないように十分配慮して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 丸山さん。

○4番（丸山 浩さん） 商工会は商工会法で設立している公的な団体でございます、地域の事業者が業種にかかわらず会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行っている団体でございます。

商工会の本業でございます経営指導員による巡回指導、窓口指導、記帳の機械化指導、経営講習会、金融あっせん指導、補助金申請の支援、税務対策事業など、会員の経営に関する相談を受け、適切な情報の提供や指導、講習会や講演会を開催する、これが主な業務となっております。そして、経済活動を通じて地域を元気にし、にぎわいをつくり出すことも重要な任務であるというふうに商工会は言われております。

先ほどの村長の答弁の中で、商工会の予算の使い方がお祭り事的なものに予算を多く割いて、本業である指導的な事業が少ないのではないかとのご答弁をいただいたんですけれども、平成31年度、令和元年度の事業予算として商工会が補助金を村のほうに要望している要望書の中で、指導事業、要は商工会の本業の事業が全体のほとんどの割合を占めているのが現状でございます。

予算編成前に、商工会のほうから担当課長に提出したと思うんですけれども、それ村長も見られているかとは思いますが、商工会、補助金の要望額610万円だったんですけれども、事業費、補助金の要望額は4分の3を希望しておったんですけれども、その事業費が890万円、約900万円のうち商工会の本業である指導事業にかかるお金というのは640万円ほどでございます。研修等も含めて640万円ほどでございます。

実際、それ以外の地域振興事業と言われている事業にかかわりましては249万円、約250万円ぐらいの予算になっております。その中でもお祭りの事業と言われているのが、多分村長さんが言われているのは納涼まつりですとか、縁日村のことを言われていると思うんですけれども、納涼まつりと縁日村の実施する予算としては120万円、そのうちの4分の3の補助の要請でございますので90万円を要請しただけでございます。

実際のその610万円の補助金の要望額の中に、商工会の本業である事業がほとんど占めている訳でございますので、そこで300万円減というのはお祭り事が観光協会がかわりにできるという、そういうお話ではございましたけれども、実際はそのお祭りの事業よりも商工会の本業の事業の補助金が随分と減らされているというふうに感じております。

地域が活性化するためには、地域の経済活動を支えている商工業者が当然元気でなければならないと思います。商工会は人口が減少する中で、活性ある地域をつくり出すために女性部、青年

部、各部会を中心に積極的な事業を展開してきました。例えば、高齢者等思いやり点検、花いっぱい運動、やひこの里サンキューカーニバルの参加、サンタクロース訪問、年末年始大売出し等です。これらの事業は地域を活性するための事業であり、また村民の皆さんが大変楽しみにしている事業でもあります。自前の資金源を持たない商工会にとっては、村からの補助金を大幅に減額されるということは、地域振興のために行っている事業や商工会の本業である指導的な事業も見直しが必要になってくると思われまます。

3月の議会で観光課長のほうから、商工会の補助金、当初予算で300万円減額いたしました。これはただ減らすのではなく、上半期の実績を精査し、下半期の事業業績を見ながら補正で対応していくというふうにおっしゃっていただいております。新年度が始まってから、商工会の事業、まだしていない部分が多いと思うんですけども、これから事業の推移を見守っていただいて、今後の補正で計上をしていくという方向でございますが、先ほど言った事業のほとんどは経営指導の事業でございますので、そこら辺の数字のちょっと誤解があったと思うんですけども、それに対してお答え願えればと思います。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） お答えいたします。

商工会のもともとの目的というのを先ほど申しましたけれども、指導業務については国と県から補助金が出ております。それが商工会の一番大事な役目だから。村もそれについては国・県同等の補助金は出しているつもりでおりますけれども、詳しいことは課長に聞いていただくとわかるんですけども、それを踏まえて、今先ほどちょっと飯山さんのお話も読ませていただきましたけれども、それを踏まえて、だけれども弥彦村は何も、商工業者がふえていますか、会員のメンバーふえていますか。商工会のメンバーの皆さんによる法人村民税、法人村民税のサービス部門がふえていますか。違いますよ、減り続けている。じゃ、何のためにやっているんですか。指導をやっているの、今までの指導のやり方はおかしいんじゃないですか。

村の税金をそういうところに、皆さんから預かっている税金をそういうところに使うことは効果がないと、費用対効果だけでは物事判断できませんけれども、それはもうやめてくださいと。商工会として、村の村内の業者の皆さんが活性化して、売り上げを伸ばして、人をふやしてというようにつなげるのを是非やってくださいと。それが見えてきたら、私は全然商工会に対して予算は崩すつもりはありません。ただそれが見えないから、それはもう前から、平成27年度、村長に就任当初からずっと申し上げてきています。何もやっておられない。

商工会って何ですかという、これは一番今申し上げたのは飯山さんの思い、これは弥彦村だけじゃなくて全国みんな同じだと思うんですよ。弥彦村の商工会だけが悪い訳じゃない。だからといって弥彦村の商工会が同じようなことをやってもいいということでもない。ならば、弥彦村の商工会は先頭を切って新しい商工会の指導のあり方を是非やっていただきたい。今のままではどうしようもない。せつかく弥彦村というのは130万人の参拝客お見えになる場所ですから、これを使ってやってくださいと。

それからもう一つ、私もう一つ不満があって、商工の中で、商のほうだけで工については何もやっていない。これ村もそうです。村も工業担当1人も、誰もいなかった。だけれども、うちの法人村民税の分野別では工業者、企業関係が一番多いんです、断トツに。それに対して何もやっていない。それもおかしいんじゃないですかというのをかねがね申し上げまして、村としても、行政としても何とかしたいと思っていますけれども、なかなかそっちの方面について効果上げるのは難しい。

いろいろ話し合いはやっておりますけれども、村の企業関係、工場関係が更に発展するようにやっていただかないと弥彦村もこれから困りますから、是非村としても応援したいと思いますし、商工会でそういうふうに、みんなが弥彦村の商工会というのは全国的にも素晴らしいことをやっている。それはなぜかといったら地域振興じゃない。会員の皆さんがそれぞれに大きくなる、そういう指導を是非やっていただきたい。効果上げたところに対しては補助金減らせません。ちゃんと実績があれば。ないからですよ、申し訳ありませんが。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 丸山さん。

○4番（丸山 浩さん） 今の村長の答弁なんですけれども、具体的な数字的なお話というのはいただけるのでしょうか。さっき私が申し上げた……

[発言する人あり]

○4番（丸山 浩さん） 指導的な事業がほとんどであって、お祭りの金額は、実際は要望額では120万円の助成、それは納涼まつりと縁日村の予算を足すと120万円、その4分の3、90万円の補助金の要望額なんですけれども、それ以外の要は商工会の本業としての経営指導の補助を要望していると思うんですけれども、お祭り事に対する補助はできづらいという村長の説明なので、その本業に対する補助を商工会としては要望していたと思うんですけれども、その減額の理由等をお聞かせ願えればと思います。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 今も答弁しましたように、効果がないところには出せません。少しでも、4年間でも少しでも効果があるならば、それは切れる訳がない。何にもなくて、先ほど申しましたように、法人村民税のサービス部門、まだ減り続けているんですよ。何とかしてください。

○議長（安達丈夫さん） 丸山さん。

○4番（丸山 浩さん） 新しい事業としまして、商工会でもミネラルウォーターの販売ですとか、いろんな事業を昨年も行いましたし、これからも展開していくと思います。

先ほども申したんですけれども、上半期の事業を見て、補正で下半期の事業の内容を見て補正で対応していくという方法を、今年度はその方法でいくと思うんですけれども、やっぱり商工会も団体でございまして、1年間の事業計画というのは前年度のうちに計画をして、それで新しい年度に予算なり事業を総会で承認していただくという形をとっておりますので、前年度の実績を見て、やはり当初予算で補助金を計上していただくのが事業としてはやりやすいのではないかな

というふうに思っております。今年度は補正という形で課長さん答弁されていますので、そのようになると思うんですけれども、来年度からはやはり事業を1年計画で計画いたしますので、やはり前年度の実績を見ていただいて、当初予算で補助金を計上していただきたいと思っております。

次、2番目の……

〔「今の答えていいですか」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 課長は3月の議会でそういうふうに答弁いたしましたけれども、そのとき私はそれに同意しておりません。実績を見ながら補助金を増額しますというのは、私自身は答弁ではっきり申し上げております。一切考えておりませんということを申し上げました。

来年度予算につきましても、さっきから丸山議員は商工会の役員でないのでこんなことを言うの申し訳ないんですけれども、実績があつて、それによって効果があらわれてくれば会員の方がふえますよ。会員がふえていく。今残念ながら、弥彦商工会の会員数はふえていますかね。そういうふうには報告を受けていないんですけれども、弥彦の商工会のメンバーになれば自分の会社の事業がよくなると、そういう実績を皆さんでつくっていただければ、それは会員がふえるはずです。

会費もその収入の大きな分野だと思いますけれども、そうなれば自然と商工会の経営状態も内容もよくなっていくはずなんです。何でそれができないのか、何で減っていくのか。それは単なる従来どおりのやり方をやっていると、このまま沈んでいくというのがもう目に見えているからなんです。それを是非商工会の幹部の皆さんにもお伝えしていただきたいというふうに思います。ですから、来年度予算についても非常に厳しい態度で、今のままだったら臨む以外ないというふうに思います。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 先ほどの村長の言葉に補足させていただきたいんですが、村長言われているのは、丸山議員さんおっしゃるように、私ども予算の段階で、商工会さんのほうの予算要求と、あとは決算書の内容を見させていただいているんですが、先ほど言われた丸山議員さんの経営指導員さんの、どちらかという人件費の確保が主な内容で上げられているようにしか見えないんですね。

せっかくの2名常駐されている経営指導員さんが、その資格を生かしてどのようなサービスを会員の方に展開していくのかというふうなサービス内容とか実績もただ指導回数を書いてあるだけで、どのような相談でどのようなことに応じたとかいう細かなところまで見えていないのが正直あります。その辺をもう少しわかりやすくしていただければいいのかなとはちょっと思います。

○議長（安達丈夫さん） 丸山さん。

○4番（丸山 浩さん） 実際、要望書の中では指導の件数ですとか、記帳の機械化に対する指導が何件とか、そういう数字的な部分しか実際文書ですので出てきていないと思うんですけれども、

その点も含めてまた行政と商工会、上のほうでまた詳しくお話をさせていただいて、村と商工会、また他団体、観光協会なり一体となって、弥彦村の地域の振興を三位一体となって図っていただければと思っております。

あと、細かい話なんですけれども、商工会の会員の皆さんは仕事の合間を縫っていろんなボランティア的な活動もさまざましております。後期高齢者のひとり暮らしの方に対しての思いやり点検、電球を交換したりですとか、照明器具を掃除したりですとか、そういった本業の業者さんに頼みにくい小さな補助をいろんな業種の会員がおりますから、得意分野の会員がボランティアで行っております。それが工業部の事業である高齢者等思いやり点検でございますし、女性部の花いっぱい運動、通行する観光客のお客様へのおもてなし、そしてそこを歩いている小学生、自転車で通る中学生に喜んでもらいたいという思いで行っております。

また、青年部の縁日村、やひこの里サンキューカーニバル、サンタクロース訪問等は本当にボランティアの精神で地域のために、弥彦のためにと本業の仕事の合間を縫って活動しております。そのような会員の思いを酌みにしていただきたいというふうにも思っております。

商工会関連では私の質問は以上でございます。

次に、2点目の通学路の交通安全対策についてのご答弁いただきました。

これまで対策が継続中のもののご説明を村長からしていただきました。細かい話は村長からしていただいたので省略いたしますけれども、継続的に通学路の安全確保がなされているという答弁でございました。

つい最近では、大津市で車同士の衝突で散歩中の、信号待ちをしていた保育園の園児と保育士が巻き込まれた事故等もありましたし、子供たちが巻き込まれる事件や事故等数多く報道されております。弥彦村の未来を担う子供たち、子供たちの父兄の方々、村民の皆様が安全に安心して過ごせる環境を今後も整備していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 答弁求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 丸山議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、弥彦村はいい機会なのでひとつ皆さんにご報告させて、またご協力いただきたいと思いますけれども、弥彦村は平成30年度の交通事故は件数で年間通して8件あったそうです。

ところが、平成31年、令和元年ですけれども、既にこの5月末で9件です。去年1年間あったより1件がもう既にオーバーしちゃっている。しかも一番最近の例では小学校の4年生が巻き込まれている。このままいっては大変なので、実は西蒲警察の交通課長さん、それから村の交通安全協会の皆さん、それから村と教育委員会もそうですけれども、一緒になって何とかしよう。このままいったら弥彦村、新潟県で断トツの交通事故の多い村になってしまう。それを何とかして防がなきゃだめなので、6月中に協議会立ち上げますけれども、皆さんの協力も、議員さんの協力も是非、何とか手を打たないと、このままいったら本当に10件以上になってしまいそうなの

で、協力をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 以上で丸山浩さんの質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。

再開は13時30分といたします。再開は1時30分に再開をいたします。よろしく申し上げます。

(午後 0時15分)

○議長（安達丈夫さん） お疲れさまです。一般質問を再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 渡 邊 富 之 さん

○議長（安達丈夫さん） それでは、渡邊富之さんの質問を許します。

1番、渡邊富之さん。

○1番（渡邊富之さん） それでは、通告書に従いまして、これから以下3点についての質問をいたします。

まず最初に、弥彦村のシンボルの存在周知のあり方についてでございます。

弥彦村の村章、それから村民憲章、村民歌、村の木についてインターネットの弥彦村のホームページにおのおのの決定の経緯と決定事由のほか、制定年月日及びそれぞれの内容について詳細に紹介されておりますが、残念なことに村内住民の方々にそれらの存在が十分に認識されているとは言いがたく、ましてや村外においてはなおさらであろうと、このように思われます。弥彦村を想起させるシンボルとも言えるおのおのがすばらしいものであり、貴重な村の財産であると考えられる小職です。何ゆえに十分に浸透し得なかったのか、その理由と今後の周知に向けた取り組みについて村長としてどのようなお考えなのかお聞かせ願います。

次に、村財政の強靱化についてでございます。

村財政の強靱化について、今までの財政力の脆弱さとは何か。村の発展と村民の暮らしの向上に資するためには行政サービスが行き届かなくてはなりません。そして、それを実現するためには裏づけとなる財政力がなければ、まさに絵に描いた餅でしかありません。そこで村長にお尋ねいたします。村長が公約の、たしか第2番目に掲げられていると思いますが、財政力の強靱化の実現とは何か、弥彦村として財政力の強靱化とは何を指すのか、実現の具体策としては、それは何があるのか、それは何をするために必要なのか、短期的に想定される財政収支の規模も含めてお答えください。インプットとアウトプットの両側面です。

中長期的には5年先なのかあるいは10年先なのか、第6次総合計画の一部として財政のフィールドに特化した政策なのか。そうであるならば行政の実行計画とその関連性を含めて、あるいは絡めてご説明願います。

3番目です。弥彦村第6次総合計画についてでございます。

弥彦村第6次総合計画について策定中とのことですが、それも従前の専門のコンサルに策定をお願いした経緯がありましたが、第6次については職員の皆様に策定をシフトしたいと私は聞き及んでおります。小職もかつて民間で働いていたことですが、世界的に一流のコンサル会社とプロジェクトを組みまして、2年間一緒に働いた経緯がございます。物すごく勉強になりました。よい経験を積むことができました。私見ではありますが、でき上がった成果物は実に立派なものでした。しかしながら、実現性に疑問符はつくという提案も一部ではありました。苦い経験もあります。いわゆるPDC Aがうまく機能しなかったのです。

村長のお考えとは思いますが、弥彦村第6次総合計画の策定は職員の手でなされるとのことですが、村の抱える諸問題の解決策を行政に熟知されている職員の方々が参画されるのですから、信頼度の高いものであろうかと思われまます。是非ともこの方針のもと進めてほしいと考えます。第6次の総合計画の骨子と、もしでき上がっているのであればその概要、もし策定途上であるならば進捗状況を、更には実行の裏づけとなるであろう財政収支の見込み額も含めてお聞かせください。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 渡邊富之議員のご質問にお答えします。

最初のご質問について、私も全くこれまで考えたことがありませんで、非常に私にとってもありがたい質問でございました。

まず、村シンボルの存在周知のあり方についてですが、弥彦村の村章は渡辺村長、戦後3代目の村長でいらっしゃいますけれども、昭和43年3月に制定され、片仮名の「ヤ」と「ヒ」で外円を、内の線を「コ」としています、平和と協力を表し、三角の中軸は発展と弥彦山を象徴しています。村の木の椎の木については、同じく渡辺村長時代の昭和48年5月に「豊かな自然と、緑をとりもどそう」の運動の一環として公募され、選定委員会の審査により決定されたところです。弥彦村、あんまり椎の木はないんですけれども、これ何でこうなったかというの、これ私の推測ですけれども、今、彌彦神社の宝物殿のかつての本殿の脇に焼け残った大きな椎の木がありまして、あのことが結果的にこういう弥彦村の木に椎の木が選定されたものではないかなというふうな推測されるところでございます。

弥彦村村民憲章は、次の本間村長時代の昭和55年1月に越後文化発祥の地として輝かしい歴史と伝統を持った郷土に誇りを持ち、更に一層明るい家庭、住みよい郷土をつくるために制定され、5つの条項から成り立っています。村民歌は同じく本間村長時代の昭和56年3月に人の輪と躍進を願い遠藤実先生の作曲により制定されました。村民憲章につきましては、当時、印刷表装され全世帯に配布されましたし、村民歌については30年ほど前までは毎朝6時半の防災行政無線で流されていたと記憶しております。

村章、村民憲章、村民歌のいずれも目的、歴史的意義など、どれをとってもすばらしく、まさ

にこれから発展していこうとしていた当時の弥彦村の思いを表現したものであったというふうに思います。制定は、いずれも昭和40年代から昭和50年代の中ごろであり、当時は情報発信手段が広報等限られたものしかなく、情報化社会の発展により誰もが簡単に全世界に情報を発信できるようになっている現在とは比べ物になりません。制定後、多くの皆様が弥彦村に転入されていますが、その方々への周知のあり方の工夫が足りなかったのではと思われます。

制定から半世紀近く経ち、当時とは住民意識や社会構造も変化しており、制定時の思いは大分希薄になっていると思われませんが、生まれ育った郷土弥彦村に愛着を持ち、明るく平和な村づくりを推進していくことは今も変わりありません。今後も、弥彦村発展のため村民のための施策を引き続き実施してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、村財政の強靱化についてですが、村財政の強靱化については私の選挙公約の一つであります。まずは、村の活性化による税収を大幅アップさせると同時に、予算の無駄を徹底的に省いてまいります。短期的な財政力の向上については、ふるさと納税制度を活用してまいります。ふるさと納税額は平成29年度は4億3,000万円、平成30年度は約6億2,000万円を全国の皆様からご寄附いただいております。総務省によるふるさと納税制度の変更が行われ、先行きが多少不透明にはなりましたが、弥彦村は引き続きふるさと納税の対象となる団体の指定を受けることができました。伊弥彦米を中心とした米や他の農産物など返礼品ラインアップを充実させ、全国のより多くの皆様から選んでもらえるよう魅力の向上に努めてまいります。

また、競輪事業での収入増を図るため、寛仁親王牌を誘致したいと考えております。令和3年度の誘致を目指し、安達議長を初め、議会の皆様と一丸となって誘致活動をしたいと考えておりますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。あわせて競輪場の施設改修も順次実施してまいります。寛仁親王牌の誘致と競輪場の施設改修により、競輪事業の収益向上につなげてまいります。

中長期的な目標としては、産業育成発展と人口減対策を確実に実施していくことが重要であると考えております。村の主要産業である農業と観光の振興については、おもてなし広場を核とした農業と観光の一体的な振興策も軌道に乗りつつあり、引き続き強力に振興策を実施してまいりたいと考えているところであります。参考までに、農産物直売所における弥彦村産農産物の売上額は、平成29年度は約2,500万円、平成30年度は約3,600万円と着実に伸びております。

人口減少対策は喫緊の課題であると考えております。人口が減少すれば村税収入は減少することはもちろんのこと、地方交付税交付金も減少してまいります。地方交付税の算定の基礎となる人口は国勢調査による人口が主になり、弥彦村の人口は平成22年調査では8,582人、平成27年調査では8,212人となっており、令和2年調査ではさらなる人口減少が確実に見込まれております。人口減少により産業が衰退すれば、村全体の活力が失われてまいります。そういった事態に陥らないよう、今後積極的な施策を展開していくことが急務であります。人口減少対策は各課で業務を兼務しながら対応していることから、いずれ近いうちに専任の担当者を置くことを視野に入れる必要があると考えております。

3番目の質問とも関連いたしますが、中期財政計画を今年度中に作成する予定としております。中期財政計画は、来年度より8年ないし10年間の財政需要について推計することを想定しております。内容としては、第一に総合計画に記載いたします各課の事業に基づき、今後どの程度の財政需要が発生するのか、それに対してどの程度財源を用意しなければならないかを把握いたします。加えて、公共施設等総合管理計画による今後40年間の公共施設の更新費用約267億円、1年当たりに直しますと、約7億円と試算される巨額の費用も見込む必要が生じる可能性があります。

第2に、総合計画策定に当たっては、今後の弥彦村の人口推計を行います。そのデータを活用することにより既存の継続事業について必要となる行政経費を推計する一方、また、村税や普通交付税などに充てるべき財源の推計を行います。こうした財政需給ギャップの把握を通して、毎年どの程度、村債の発行が見込まれ、更に財源の過不足に対してどの程度財政調整基金の積み立てを行うことができ、また取り崩しを行わなければならないのか、事前に予測しながら財政運営を行ってまいります。また、策定後においても総合計画のローリングにあわせ、計画の見直しを実施していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、長期的な展望を踏まえつつ、短期的な財政力の向上施策をあわせ実施し、弥彦村が今後も合併することなく単独で生き残っていけるよう、財政運営をしてまいります所存であります。

最後の第6次総合計画に関するご質問ですが、これまで総合計画の策定については地方自治法第4条第2項の規定により策定が義務づけられておりましたが、平成23年の地方自治法の改正により、策定の義務は廃止されたところであります。

策定の義務はなくなったとはいえ、弥彦村はどのような村にしていくのか、そのために誰がどんなことをするのか、総合的、体系的に計画し、村民の皆様にお示しする必要があると考えております。船舶工学における羅針盤のような存在であるというふうには理解しております。平成29年、青木前副村長を中心に第6次総合計画策定に取り組み始めたところですが、副村長の退任やサイバ騒動など、弥彦村を取り巻く環境変化により策定が中断しておりました。

第6次総合計画は、これまでコンサルタントに委託して作成した方針ではなく、専門的な部分を除き職員の手で作成するよう指示を出しております。現在、弥彦村は平成27年に策定した地方創生総合戦略をもとに行政運営を行っておりますが、その計画の、今年度は最終年となっており、全国的に第2次総合戦略策定が進んでいるところであります。これらの状況を踏まえ、第6次総合計画策定に当たっては、職員で編成するプロジェクトチームにより原案を作成し、第6次総合計画策定委員会を立ち上げ、進める計画としております。よりよい総合計画にするため、村民の皆様を初め各種委員の皆様のご意見をお聞きする場面もあるかと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊さん。

○1番（渡邊富之さん） どうも、ご丁寧なご回答ありがとうございました。

それでは二、三点、私のほうから再度それに、今のご答弁に関しましてご質問をしたいと、このように思います。

まず、弥彦のシンボルのところでございますけれども、特に私が気になったというか、弥彦の村章、これ非常によく練られた、考えられたものだと思っております。先ほど村長のご答弁にもありましたけれども、やはり、弥彦の平和と繁栄のシンボルといったこともありますが、その中に弥彦のヤと、それからコ、それに囲まれた弥彦という全体がそのシンボルの中に織り込まれているということで、非常に練りに練られたもので、これはやはりもったいない訳ですから、是非ともいろいろな形で使ってもらって、活用できないか、その辺のお考えがあらうか、その辺のところをまず第1点でございます。

それからやはりシンボルについてでございますけれども、弥彦の村民歌のお話ございました。遠藤実実唱館の、作曲家の有名な方でございますが、この方が編曲をされまして、弥彦の村民歌ででき上がりました、私もインターネットで聞きました。非常にバラードも、メロディー、非常に素晴らしいものでございます。これ、やはりもったいないなと思っております。

先ほどの答弁でもございましたけれども、やはり30年くらい前でしょうか、朝の6時半に始まる、いわゆる防災行政無線ですね、これのチャイムの中で、たしかあったかと思うんですね。これが、どういった経緯でなくなったのか、変わったのかわかりませんが、今、私の記憶によればスコットランドの釣鐘草という、一つのスコットランドの風土に根差したような、ちょっと寂しいようなメロディー、非常にきれいなんですが、音楽的に言うマイナー的なメロディーだなというふうに思っております、これから弥彦を更に元気づけるためには、また改めて弥彦の村民歌、これチャイムですから1番から3番までありますけれども、その1番ですね、第何小節か、その辺を織り込んでいただいて、それを流したほうが、弥彦はこれからますます活力が期待できる訳ですのでよかろうかなというふうに私は思っておりますので、これは第2点です。

それから、第3点目は財政につきましての質問ですけれども、先ほどの村長のご答弁で、産業の育成ということで幾つかございました。それから競輪事業ですね。それからやはり人口減対策。この辺でやはり国からのいわゆる補助金、地方交付税という形で一定の比率をもって、基準をもって配付される訳ですから、そういった基準の中には一つのインデックスとして人口というのは、当然入ってまいります。

そんな中で、人口増の対策というものも当然考えた上で、地方交付税を更に大きくいただくといえますか、そういった形で財政の全体のパイを膨らませるということは必要だと思います。ただ、それだけではやはり十分でなくて、自主財源ということでは、やはり弥彦村における産業の育成もそうですけれども、あと、地産地消だけでなく、地産他消ですか、表に対して弥彦村のいい産物をどんどん売っていくといったようなところまで、やはりもうちょっとポジティブな施策があってもよかろうかなとこのように思いますので、その辺の今後の財政の行く末に絡めた行政的な施策の中で、もしあるとするならばその辺もお聞かせ願いたいということが第3点目です。

第4点目、最後になりますけれども、やはりこれも村長の先ほどのご答弁にございました。た

しか平成の21年ですか、3月に弥彦村の第5次総合計画というのがありまして、これが今年度の3月で一応終わるといったことがあった訳ですね。その辺があったからでしょうか、そうですね、平成27年の1月25日、ちょっとこれは私調べましたけれども、やはり弥彦村の総合戦略ということで5カ年計画といったもので策定されております。

これは第5次の、いわゆる総合計画というものが、これレジュメにいたしますと大体百六十七、八ページある相当大作で、非常に中身が濃くて、とてもとても全部、全体像を私も理解をできなかったんですが、それに対して、27年の1月に策定された弥彦村の総合戦略、これは5カ年計画ということですが、中身はやはり小林村政に変わったというタイミングもありますが、ちょっとやっぱり変わっておりまして、より現実というか、今日的にリバイスされております。なおかつその成果物も約三十数ページ、三十二、三でしたか、あるいは七ページぐらいあったかもしれません。そういうことでコンパクトですが、中身としてはかなりやはり結構なもので、これが結構見直しされているなというふうに考えております。

そういったことから、最後の質問にはなるんですが、これから策定再開される訳ですが、第6次の総合計画、それは恐らくその辺の小林村政の、いろいろ今後のあり方あるいは職員の皆さんがいろいろな課題を含めて熟知されている訳ですが、そういったことも反映された中でより現実に近い、あるいはより弥彦、活気あらしめるといいますか発展あらしめするための具体策という形に近づける、今まで以上にいいものにでき上がるのではなからうかなと思っておりますが、そういう面では、繰り返しになりますけれども、恐らく総合戦略、小林村政の今後の弥彦村のより発展のためにその辺が反映されるのではなからうかと思っておりますので、その辺のところをちょっと改めてお伺いしたいなと思っております。

以上4点です。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 渡邊議員のご質問にお答えします。第1点の村章についてですけれども、これはご指摘のとおりでございます。私自身、1期目の4年間でほとんど考慮した、考えたことがなかった課題でございますけれども、これは、もっと弥彦村のPRのために活用できる余地は多いと思いますので、これ、私のような年寄りではなくて若い人たちを中心に活用の仕方を今後考えていきたいというふうに思っております。

第2点目の村民歌でございます。たまたまきのうの夜、山岸地区で村政懇談会を実施させていただきました。その時、村民の皆様の中から、行政無線のあの歌について、いつも同じようで寂しいんであれでいいんですかというご指摘がありました。それも私初めて聞きまして、今、聞きましたように、村民歌をやりますとかなり元気のいい歌ではありますので、多分、朝の6時半にあれを弥彦村中で流したときに弥彦の地区からは相当クレームが来たはずだと思います。観光客の皆さんがゆっくり寝たいのにあんな音やっとうるさくてしょうがないというのが多分きたんじゃないかと思って、そういうことがあって、結果的に、今、村民歌の歌は流しておりません。

ただ、行政無線を使って音楽というのは非常に、私、きのうの村政懇談会でも勉強させていただきましたけれども、もっと違う、弥彦村に合ったメロディーの音楽があるんじゃないかと、場合に寄っては春夏秋冬、季節によって違ってもいいじゃないかと、そういうことも今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、財政再建でございましたですね。財政再建ということにつきまして、私は基本的には、先ほどから議員ご指摘のように、税収アップと歳出の削減、これは2つしかない、税収アップは、国からの交付税は人口調査する限り減ることはもう避けられません。

じゃあ何をやればいいのかと申しますと、やっぱり自主財源を当面はふやすことに全力を尽くしていかなければならない。全力を尽くす、自主財源が、たまたまありがたいことに、平成26年に国がふるさと納税制度を立ち上げてくれまして、それを使えば何とかして自主財源は確保できるということが実証されましたので、この自主財源のもう少し拡大、過去に申しました泉佐野市のように商社まがいのことをやって、132億円もふるさと納税をやろうというふうなことは、これは私自身は毛頭考えておりません。弥彦の農産物、弥彦の産物を使ってふるさと納税をふやすように努力しなければならない。

当面は、当面と申しますか、私のこの今のこれからの4年間で何とかしてやりたいのは、米と並ぶ基幹農作物として、どうしても枝豆をやりたいと。枝豆をふるさと納税の返礼品にやるためにはかなりの初期投資が必要であります。共同選果場、それから急速冷凍、瞬間でマイナス60度にする急速冷凍機。これがない限り、ふるさと納税の返礼品としては成長し得ませんので、これを来年度予算から、できれば実現に向けて皆さんの協力を得てやってまいりたいと思いますし、そのためにはJA越後中央農協さんと一緒になって進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、先ほども申しましたように、一番の弥彦の大きな、これ弥彦村だけではありませんけれども、全国同じですけれども、代表公共施設の修理修繕に、この40年間に7億円という巨費が試算されております。こんな7億円なんてできる訳がないんで、じゃあこれをどうするかということが最大のこれから先の歳出に関しては眼目になると思います。そのためにも、公共施設がありますから、人命にかかわるものはいや応なくやらざるを得ませんし、学校の施設についてもこれはいや応なく実施しなければならない。そのほかについて、じゃあ、どうやってどこを削れるのか、あるいは今の既存の村の予算の中で無駄なところはないのかを、もう一度徹底的に検証する必要があるというふうに思っております。

最後の4番目の第6次総合計画につきましては、私も村長に当選してすぐにあの分厚いのを読まさせていただきました。相当な努力がないと、辛抱がないと読めない資料、総合計画でしたけれども、ただはっきり申しますのは、その後すぐに地方創生制度の弥彦村総合戦略をつくれという指示がありまして、それを作成しましたけれども、ほとんど役に立ちませんでした。と申しますのはあそこに書いてあるのはどこでも通用する、全国自治体のどこでも通用する、固有名詞と数字さえ変えればどこでも通用するという。一般的なことしか書いていない。弥彦村の特性

を踏まえた総合計画ではないということがはっきりしましたので、自分たちの総合戦略については自分たちでやろうということをつくった結果が国にも認められて、地方交付金制度の拠点整備交付金、加速化交付金をいただくことができたというふうに思っております。

したがいまして、第6次総合計画、これから、今、策定に入る具体的に、本当に今入りますけれども、コンサルタント料は必要最小限、ゼロとは言いませんけれども人口推計はこれは村の職員では無理ですんで、それはわかりますけれども、基本的には村の実情に合わせて、財政収支計画と合わせて、その中で自分たちで考えて、これだからどうしてもやらなきゃいけない。行政を担当しておりますと突発的な色々な財政事情が出てきます。この4年間でも相当出てきました。それはそれとして、基幹的なものについては第6次総合計画でつくりまして、この村の芯としていけばいいなというふうに思っておりますし、職員の皆さんには大変負担かけますけれども、是非それは職員の方でつくってもらいたいというふうに指示も出しておりますし、その方向で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊さん。

○1番（渡邊富之さん） ただいまの村長のご答弁ありがとうございました。

その意味で、私はいわゆる平成27年ですか、村長が当選されて、その後に策定された訳ですから、そういった意味では村長の思いというかお考え、村に対する、今後こういうものやっていたいといった5年間の総合戦略というものがあつたかと思ったんですが、今のご答弁によりますと、それも含めまして、部外といいますかアウトサイドの第三者のプロのコンサルがつくると、弥彦村というものがどこかの行政に置きかえてもそのまま通用するような内容であるという、非常にいろいろ盛り盛りで多大なことがきれいに書かれていると、そういうことだろうと思いました。

そういう面では、その辺、反応、延長と呼ぶよりもむしろ反省を踏まえて、今度第6次の総合計画というものをつくられるということとして、そういう意味でどのようなものができ上がるのか大いに期待したいと思っておりますし、その策定のプロセスですね、その辺も順次いろいろ、私ども村民も含めましてその辺をオープンにさせていただいて、そこでまた私どもの意見も、村民の意見も踏まえて是非ともいいものをつくっていただきたいなど、このように思っております。

ご丁寧な、大体今のご回答でわかりましたけれども、私としては、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） 答弁いいですね。渡邊さん、答弁は要らないですね。

以上で、渡邊富之さんの質問を終わります。

◇ 那 須 裕美子 さん

○議長（安達丈夫さん） 次に、那須裕美子さんの質問を許します。

3番、那須裕美子さん。

○3番（那須裕美子さん） この5月より新任議員として就任させていただきました、那須裕美子です。議員さんの中でただ一人の女性議員として不安はたくさんありますが、女性ならではの目線、子育ても経験してきた母ならではの目線で皆様の声に耳を傾けていきたいと願っています。よろしく願いいたします。

事前に通告しておりました2件の一般質問についてお伺いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ここで、少し体調が悪いということで、少しお時間をいただきます。

（午後 2時02分）

○議長（安達丈夫さん） それでは再開いたします。

（午後 2時07分）

○3番（那須裕美子さん） 大変失礼いたしました。

まず1つ目ですが、現在の図書館対策についてです。私自身も読書が心の教育につながっていると思います。今は、スマホやタブレットの普及により簡単に情報を手に入れられる時代となりました。ですが、映像により得られる資格の情報だけでなく、活字を読むことでみずから感じ、考え、創造力を養うことができると思いますし、読み聞かせをすることで大切な親子のコミュニケーションにもなると思います。ですので、図書館の必要性は十分に理解しております。ですが、役場に図書館をつくることで、現在ある文化会館内の図書室は今後どうなるのでしょうか。乳幼児のお子さんを持つ保護者の方の声の一つに、役場内にあっても入りにくいという意見もありましたが、どのような構造の図書館になるのかお聞かせ願いたいです。

もう1点、小学生のお子さんを持つ保護者の方の声には、学校の図書室には本が少なく、子供たちが本を借りて帰らない、吉田の図書館に借りに行くことがある、役場に図書館をつくる前に、小学校の本を充実させてほしいという貴重なご意見もありました。新しいものをつくるばかりでなく、今あるものを改善しようというお考えはなかったのか、お聞かせ願いたいと思います。

続いて2つ目の質問ですが、休日の子育て支援事業についてお伺いいたします。

弥彦村子育て支援センター「たんぼぼ広場」さんに、今回何度か足を運ばせていただきました。私自身、子育て支援センターを利用させてもらっていたのは17年から18年も前になり、そのころは旧弥彦保育園のとても小さな一室で行われていました。しかし今は、支援センター用に十分なスペースが設けられていて、子供たちも伸び伸びと過ごせる印象を受けました。遊具も充実しており、在園児さんがお散歩等で不在になる際にはあいた遊戯室も開放して使用させてもらえたり、園庭に出て砂遊びをさせてもらえたり、保育士の先生も常勤していますので、子育て中の保護者にとっては安心して利用ができ、また、子供を遊ばせながら先生にも相談ができるので、保育園の一部に子育て支援センターがある利点はたくさんあると感じております。

月、水、木曜日は午後も開設しているようですが、乳幼児期はお昼寝もするので、9時から11時半まででも平日は十分な時間設定だとも思っています。しかしながら一方で、休日は弥彦の子

育て支援センターはお休みとなります。複数のお子さんを子育てしているご家庭にとっては保育園や小学校がお休みになる休日こそ、伸び伸び遊ばせる場所が欲しいものです。両親ともにお休みであれば遠出もできるでしょう。ですが、今は休日も関係なくお仕事のお父さんもたくさんいらっしゃいます。シングルマザーさんもいらっしゃいます。1人で子供を連れて遠出が難しい環境の中、晴れていればもちろん、子供たちは公園でも十分に楽しめるとは思いますが、悪天候の日や冬場、外に出られずに思いきり遊ぶ場のない子供のストレスはとても大きなものです。それをぶつけられる母親にとってもとても大変なことだと思っています。

弥彦村の休日の子育て支援の場として挙げられているのが「夢の木はうす」のみです。平日は放課後児童クラブとして利用されている場であるため、子育て支援としての設備の整った場所とは言いがたく、利用時間も午前中のみとされています。利用状況を調べてみましたが、月平均四、五組程度でした。私自身、子育てしていたころも、結局休日は近隣の燕市の子育て支援センターを利用しておりました。住所と名前を記入すれば誰もが利用可能で屋内、屋外両方で遊ぶことができ、乳幼児だけでなく、小学生の兄弟がいても十分楽しめる多世代交流の場となっており、開館時間も長く、時にはお弁当持参で一日遊ばせることもありました。とても残念ですが、弥彦村の休日の子育て支援に関しては近隣の市町村に比べると随分とおくれているように思います。

観光してくださる方々へのおもてなしも大事なことです。弥彦村に住んでいる未来を担うであろう子供たち、その子供を育てている世代が住みやすいと思える環境にすることもとても大事なことだと思っています。休日の子育て支援事業の現状についてはどうお考えかお聞かせください。

以上です。大変失礼いたしました。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 那須裕美子議員のご質問にお答えいたします。

まず役場の図書館建設についてですが、図書館建設については私の選挙公約として村民の皆様とお約束したものであります。読書は知識や教養を深めるだけでなく、健康寿命の延伸にも深い関係があることがわかってきております。読書をするだけでもものを考え、新しい興味を持ち知的好奇心が満たされることが脳に直接いい影響を与えられと考えております。また、図書館に通うことで本を探す、本を読んで旅行など行動に移すことなど、社会とのつながりを保つことが健康寿命を延ばす要因と考えております。

文化会館内にある現在の図書室は高齢者を初め、運転免許を持たない学生さんには利用しにくいように感じられます。また、そのようなご指摘を村民の皆さんからいただくこともたびたびありました。また、蔵書数が少なく多くの利用者の皆様の要望に応えきれない現状にあると理解しております。そこで、役場の車庫棟の2階にあります倉庫部分と役場の中庭部分を有効活用できないものかと考え、この場所に健康寿命延伸のための図書館を建設することを選挙公約に掲

げたものであります。

図書館建設の実現に当たっては、文化会館内図書室、学校図書室を含め、現在ある図書室機能を、今後整備する予定の図書館とどのように整合性をとり活用していくか、住民ニーズの把握や図書館にどのような機能を持たせるかなど、村の理念を具現化する必要があります。そのため、管理運営体制を含め、今後、教育委員会が中心となって図書館建設に係る調査委員会を設置し、遅くとも来年3月までに建設方針、運営方針について決定していきたいと考えております。

先ほど議員がご指摘いただきました村民の皆様の中には、役場内を歩いて図書館へ行くのは行きにくいというご指摘、ご懸念があったと伺いました。基本設計はもちろんこれからになりますけれども、はっきりしておりますのは、役場の正面玄関を歩いて図書館に行くようなことはないと思います。現在のきらめきの丘の道路側に新しい出入口をつくり、トイレもつくり、そういったことで役場の、自治体の行政をやっているところとは直接触れることなく図書室に行けるような設計になると思いますので、その点についてはご安心いただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、全ての村民が利用しやすく、特に高齢者の方が気楽に足を運びやすい図書館の建設に向けて事業を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

学校図書室の現状についてと休日の子育て支援事業については、林教育長から答弁していただきたいと思っております。弥彦村は平成29年度で保育園関係につきましても、それまでの福祉保健課から教育委員会に移管しておりますので、現在は教育委員会が担当しますが、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） それでは、私のほうから那須裕美子議員の質問、特に学校図書館の現状等についてのご質問と、あと、その後の休日の子育て支援にかかわっての内容についてお答えをさせていただきます。

まず、那須議員さんご指摘のとおり、特にこれから行く先々の子供たちの成長を考えますと、特に今AI、人工知能のますます急速な発展ということがもう現実味を帯びてきている訳で、2045年問題でしょうか、いわゆる人工知能が人間の知能を超えるんじゃないかというようなことまで言われている世の中を、今の子供たちは成長した段階で社会の中心となって働く年代が、もうその年代になってくる訳ですので、そういう意味の中で、やはり私も、子供たちが幼児の時代から読み聞かせ、そしてみずから自分で本を読むようになる、いわゆる俗に言う読解力をつけるという言葉は、まあちょっとかたい言葉になりますが、非常に大切なものだというふうに思っています。

人工知能にAIに左右されるのではなく、自分で考え判断し表現するという部分の力をつけるには、私はやはり、自分でしっかり本を読む、そういう大人に成長することが大事なかなというふうに思っていますし、それが根本かなというふうに思っているところであります。そういう中で、ご指摘のとおり学校の図書館というのは非常に重要な意味があるかなというふうに思ってお

ります。

そこで、小学校の図書室についてのご質問かなと思っておりますけれども、まず本が少ないという状況なんでありましてけれども、本の学校の蔵書数につきましては、国のほうで学校図書館図書標準というのを設けております。一種の量としての基準ということになるかなと思っております。これは、学校のいわゆる学級数によって一応標準になる、蔵書すべき冊数という形で基準が示されているものであります。

弥彦小学校の場合ですと、今18学級ありますので、特別支援学級も含めてですけれども、そうしますと国の基準でいきますと1万360冊というのが国の蔵書基準になっております。今、弥彦小学校では図書館司書の方からお聞きしましたら5月24日現在で1万4,609冊というふうになっているということでありまして、いわゆる蔵書数については国の基準を4,000冊余り上回っている状況にはあります。

参考に、中学校のほうでありますけれども、中学校のほうの基準は、今、学級数からいきますと、国の基準でいきますと1万720冊となっております、中学校の蔵書数は1万5,401冊というふう聞いております。中学校のほうも基準数値は上回っている状況にはあります。

また、子供がなかなか借りて帰らないというところもちょっと表現の中にありましたので、それで、小学校のほうから1人当たり年間大体どのくらい借りてますでしょうかというこのデータで示していただいたところ、大体1人当たり、昨年の場合大体40冊から50冊借りていると。これ、学級ごとの数値ですので、少ないところだと30冊ぐらい、多いところだと60冊1人平均ということで、去年は特に8月、9月空調工事のため貸し出しができなかったんですが、その期間を除いてその数値になっているということでありまして。これについてどういうふうな形で考えるかということについては、ご判断についてはお任せしたいなというふうに思って、決して少ないほうではないというふうに思っているところであります。

ご指摘の、その、改めて、子供が借りて帰らないというところなんですけれども、このことについて今の現状について考えられることは、まず一つは、借りたいと思った本が学校にないという、さっき吉田図書館の例が出ましたけれども、そういう例は当然ながら出てくると思います。これについては図書室にリクエスト用紙が用意されております。常備されていますので、これに記入して図書館の先生に、学校にない本であるかどうか確認していただいて、ない場合は購入対象に挙げてもらうということになろうかなと思いますし、あと、更に予想されるのは、もともと蔵書の中に借りたい本があったとしましても、ほかの子が借りていてちょうど自分が行ったときにそれが無いという例もあるというふうに聞いています。

そして、1回ぐらいならまだいいんだけど、その次行ったらまたないと、今度は別の子が借りていたというようなケース、これは十分にあり得ることでありまして、特に新刊本というか、特に人気のある本についてはどうしても重複する、そういうケースがあります。ただ、それが2年後、3年後になると借りられなくなってくると、そういう点で、なかなか複数購入というのがなかなか難しい、物によっては学級数分用意しているものもあるようなのでありますけれども、

通常は1冊購入という形になっています。その際においても予約ということをするために図書館の先生のほうに、今度これ借りたいので次来たら私借りますのでお願いしますと言っただけだと準備しますということでありました。

いずれにしても蔵書数そのものが、じゃあ必須ということにイコールつながるとはもちろん思いませんけれども、全体として、今の図書館の先生から聞きますと、小学校の場合に、ちょっとやっぱり、図書館に閲覧できるように、本を並べることができない。なので廊下等に書棚を設けて置いていますというようなお話もされてきました。ともかく弥彦は小学校の場合は、特に高学年棟、中学年棟、低学年棟と分かれていますので、私はむしろそういうふうにして近くの棟のところ廊下に設置しておきながら自由に見れるような形も、弥彦にとっては、非常に、小学校の現状に合っている方法なんではないかなとは思っています。

最後になりますけれども、いずれにしても今後とも充実して学校の図書館、まさに子供たちの教育の核になるかと思っておりますので、実現に努めてまいりたいと思っております。

続いて、休日の子育て支援事業についての質問についてであります。

現在行っております休日の子育て支援事業につきましては、主に就学前の乳幼児と保護者の休日に安心して遊べる場所を提供し、親子の触れ合いと保護者同士の交流を深めてもらうことを目的に、平成29年5月、ちょうど2年前になりますけれども、夢の木はうすを日曜及び祝祭日の午前中に開放したものであります。

ご指摘のとおり、利用状況につきましては、今、議員ご指摘以上に、今、数字下がっているんじゃないかと思うんですけれども、今現状、月平均2から3組の利用というふうに聞いておりますけれども、たしかに多くの方からご利用いただいているとは言えない状況にあります。天候にかかわらず子供たちが伸び伸びと遊ぶことができる専用の施設があれば、日々の子供の抱えるストレスも、それからまた、それにかかわる保護者の皆さんにとっても大いに役立つものがあると考えております。

先ほどお話のあったように、近隣の市町村を見ましても、隣の燕市には吉田児童センター「笑来童」や子育て総合支援センター「すくすく」が、そして三条市には子育て拠点施設の「すまいるランド」や「あそぼって」などの子育て支援に特化した専用施設があり、弥彦の住民の方々もたびたび利用していると聞いております。したがって、その重要性、必要性については十分理解しているつもりであります。

しかしながら、この弥彦の、先ほど財政等のいろいろ話がありましたけれども、財政規模において休日子育てのための専用施設を建設するというのはなかなか難しい部分があるんじゃないかなというふうに思っていますが、この、現在ある施設を利用しながら運営費、維持管理費、当然これも根底に考えていかなければいけないでありますけれども、この休日子育て支援事業の開設時間ですね、今現在の開設時間や開設場所の再検討なども含めて、今後内容の充実に努めていきたいなというふうに思っておりますので、今度また、ご支援ご協力をお願いしたいと思っております。

以上で答弁終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫さん） 那須さん。

○3番（那須裕美子さん） 答弁ありがとうございます。

村長さんからの、図書館へ向かう際に役場内を通らなくてもいい点については、入りにくいという保護者の方の意見からも納得させていただきましたが、車庫の上につくられるということですが、フロアが2階になることについて、村長が言われている高齢者寄りの図書館という点では、2階まで上がらなければならないところは高齢者にとってはちょっと大変なのかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

あと、小学校の図書室の本については、標準の冊数に達しているというか、それよりも多く備えていただいているということで、リクエスト用紙など、あと予約制など、お母さんにお伝えして、よりよく利用していただけるようにお伝えしていきたいと思っております。あと、文化会館の奥にある使用されていない喫茶スペースなどが暗いままになっていますが、あのスペースを利用してキッズスペースや読み聞かせができるようなスペースにしていただければ、もっと開放的に文化会館の図書室も利用できるのではないかなと思います。

今、読書の宝物、笑顔の通帳と呼ばれる読書通帳というものがあるそうです。自治体でこの通帳を小・中・高生に無料で配布しているところもあるそうです。銀行の通帳のように借りた本を記帳してくれる機械があって、読書通帳で心の財産をためましようということで、子供のみならず、親が子供に読み聞かせをしてあげた絵本も記録ができるので大きくなったときのプレゼントとしても利用できるそうです。機械導入には多額なお金がかかるらしいので難しいとは思いますが、こういったものを取り入れれば図書館への利用がふえて、足を運びやすいのではないかと考えています。

施設をつくって満足するのではなくて、是非特色のあるものをつくっていただき、多くの方々に利用してもらうまでが大切だと思っております。子供の学力向上や大人や高齢者の方も脳の活性化につながると思いますので、よりよいものをつくっていただきたいと願っております。

それと、休日の子育て支援センターの件ですが、夢の木はうすが開設された当初は多世代交流施設という目的でつくられたと伺っておりますが、今は本当にキッズのための施設となってしまった印象が強くて、子育て支援事業もその乳幼児と保護者が安心してという文言がなされていますが、では兄弟のいる家庭はどうしたらいいんでしょうかとか、ほかの世代の方は利用してはいけないのかという疑問がちょっと持たれるところでございます。

キッズも大切な役割を持っていることも十分に理解していますが、私が子育てしていた十数年前とほとんど変化がないことにとっても残念に思っていますので、今は核家族の世帯がとてもふえておりますので、お子さんを気軽に預けることができないお母さんもふえていて、少しの間でも子供さんを預かってほしいというお母様の声はたくさん聞かれます。

私が、以前社会教育委員の視察で訪れた長岡市の「てくてく」さんでは、事前に予約申し込みがあれば有料ですが子育て支援センターで一時保育も受け入れていました。その利用理由はさま

ざまで、美容院に行きたい、買い物をゆっくりしたいなどの理由でもよかったのです。少しの間でもお母さんがリフレッシュすることができれば育児を頑張れるものです。難しい課題ではあると思いますが、多世代交流施設という機能が復活してくれることを願っています。

手のあいた、子育てを終えた方などにファミリーサポート制度のようなものを機能させて、夢の木はうすを活用しつつ、あらゆる世代が生き生きと利用できる施設となってほしいと思っています。ちょうど私がたんぼぼ広場を訪れたときに、ふだんはアメリカに住んでおられてたまたま帰省していてホームページで調べてたんぼぼ広場に来たというママさんがいられました。その方にお伺いしたところ、本当にここは子供の遊べる場所が少ないとおっしゃっていました。それが本当の声だと思っています。子供と子育てするお母様がここで住んでよかったと思えるような弥彦村になってほしいと思っています。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 最初に、じゃあ私のほうからお答え申し上げます。

村長に当選しましてから、防災協定を結んでいます長野県青木村に伺いまして、非常にうらやましいと思った施設が一つありました。それからもう一つ、聖籠町さんにも行きまして、これもすばらしいな、何とかしてほしいなと思った施設がありました。図書館でした。しかも両方の図書館とも全部1階建てです。高齢者の方、それから身体に障害をお持ちの方々が苦もなく入れる、使えるような仕様になっておりまして、こういうのを弥彦村に欲しいというふうにならざるを得ないと思っておりました。

ただし、先ほど答弁でお答えしましたように、健康寿命の延伸と読書というのは、非常に密接な関係があるっていうのがわかってまいりましたので、弥彦村としては、とにかく早急にやらなければならない。そのためには今使えるお金を、そんなに多額なコストをかけずに図書館をつくるには、現在、私にすればもったいない使い方をしている車庫棟の2階を使うしかない。ただし、議員ご指摘のとおり、デメリットはやっぱり2階なんです。

もう一つは、ご存じないと思いますが、これは倉庫としてつくったものですから、冷暖房が全くきかない。物すごく夏はめちゃくちゃ暑いし、冬は本当に凍える、これもちゃんと整備しなければならない。それも加味した上でとにかく図書館建設を急ぎたいということで建設を決定いたしました。したがって、建設に当たっては、設計はこれからだと先ほど申しましたけれども、弱者の方といいますか、例えば車椅子で図書館に行きたいと思っていただいても簡単に行ける、それから高齢者の方、膝が痛い方の、それと少し費用は変わりますけれどもエレベーターをしっかりしたものをつくるのか、そういうふうなことで対応してまいりたいと思います。

図書館はこれまでの、先ほど申しました青木村、それから聖籠町さん、吉田町の図書館もそうですけれども、いろいろなお話を伺っていると、やはり昼間の一番お使いになる方は高齢者の方が一番お使いになっておりまして、その方々が、今なかなか弥彦の文化会館まで行くのは面倒だけれども、弥彦の役場の同じ棟にあるならば、非常に来やすくなると思っておりますし、お子

さんたちについては、これも聖籠、青木村さんにもありましたけれども、就学前のお子さんたちに本を読んで聞かせるコーナーがありまして、非常にアットホームな、そういうものを是非つくっていききたいというふうに思っておりますので、ご支援をお願いしたいと思います。

それから子育てについて、これは基本的に教育長の所管でありますけれども、私自身、今子供たちが一番大事というのはずっと前から申し上げておりますし、何とかしたいと思っております。できれば子ども会館とか子どもセンターのようなのをつくりたい、だけれども弥彦村はない。多分これも私が考えるには、ほかの市町村にあって何で弥彦村にないかといいますと、多分平成の大合併のときに、合併特例債という、弥彦村も多分あのとき140億円くらい来たはずで、合併していれば。それを使って皆さんおつくりになったんじゃないかなという気がしますね。

それから包括支援センターについても弥彦村ほとんど何もなかったのも、寺泊分水、みんなしっかりしたのというのは、みんな合併特例債を使ってやったんで、ただし弥彦村はその利点よりも独立の、自立の道を選ぶということの利点のほうをやりましたので、つくりたいのはやまやまですけれども、すぐにじゃあ何とかしたいというのに対してはもう少し、あるいはかなりの時間がかかるかもしれませんけれども、今の既存の施設をいかに有効に活用して皆さんに喜んでもらえるかと、そっちの方に重点を置くしかないかなというふうに村長としては思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） それではちょっと私の立場から、さっきのお話いただいた中身、ちょっとにかかわって幾つか話をさせていただきます。まずは読書通帳の件、ありがとうございます。

私のほう、これ認識をまた新たにしましたので、またよく調べてみていきたいなと思っております。ただ、これ私個人の考えなんですけれども、いわゆる先ほど小・中の蔵書の数、話をしましたけれども、ネットにつなぐという、いわゆる蔵書をしっかりとデータ化するという、そういうふうにすれば予約システムがもっと早くスムーズにいくんじゃないかなというのが、こう感じておりますし、結構そういうのを取り入れているところもあるというふうに聞いています。

そんなところもちょっと私も検証しながら、そこと小学校、中学校、そしてこの役場か文化会館かというあたりでつなぐと、両方に、小学校にないものが中学校にある可能性もある訳ですよ。そういうのは、瞬時にしてわかるというようなことも出てきますし、そういうところの電子ネット化みたいなのは、逆に活用していく必要も将来あるかなというふうに思っているところでもありますし、そうしますといわゆる他市町村等とのつながりもよりスムーズにいくことになろうかなというふうに思って、ちょっと聞いておりました。そこと読書通帳がどういうふうに絡むかというのはまたちょっと勉強しなきゃだめかなというふうに思っております。

それから休日の子育て支援にかかわっては、村長さんが先ほど答えたとおりにかなと私も思っているんですけれども、今改めて、弥彦村に、いわゆる公共施設というのはたくさんあるなど、実は一方で思っているんです。それをどうつなげてどう活用していけばいいのかなというのが、今

後総合的に考えていかないといけないかなというふうにちょっと思っていて、新しいものをつくれれば、私の立場からいうと非常にありがたいし、それはすごく夢のあることなんですが、一方で財政というのは非常に大事なところだと私も思っていますので、そうすると今ある施設を、これからやっぱり子供の数は確かに着実に減っていきますので、そういうところを見越しながら、それで今、弥彦のいろいろキッズの方とか保育士さんとかいろいろなところで活躍している方たちの人材をいかに有効利用しながら、無駄のないという部分も頭で考えながら、かといってこの弥彦の自然に恵まれている、この弥彦の自然の環境も生かしながらできるような形というものをまた探っていかなきゃいけないなと思っていますので、今後ともまたいいアイデアをまた多く寄せていただけるとありがたいなというふうに思っていますので、また、今後ともよろしく願いいたします。

なお、今のところ私どもで考えるとだめなんで、弥彦村子ども・子育て会議というのがありますので、今新メンバーを、組織を今またつくっているところでありますが、そのところでも、また皆さんからご意見聞きながら、今、大学の先生もそこにメンバーに入っていただくようなことも考えていますので、いろいろなところからまたご意見等聞いて進めていきたいなと思っています。ご承知いただければ。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 那須さん。

○3番（那須裕美子さん） 教育長と村長ありがとうございます。

私も新しいものを建設してほしいとは思っていませんので、今ある既存の施設をいかに有効利用できるかということを望んでいますので、村に訪れた方が、観光で訪れたとしても、ここでなら子育てしやすいなと思ってもらえるような弥彦村に将来なってもらえたらなと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 以上で那須裕美子さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は6月10日午前10時から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時43分)